11

月

(一社)鳥取県トラック協会

Vol.XXVII No.304

会社責任者・要必読

2020・令和2年

11月号 (毎月10日発行)

もくじ

●〔協会通知〕運転者の歩行者優先と歩行者の正しい横断及び自らの安全を守る	
交通行動の実践を徹底するための取組について(協力依頼)	
●〔行政通知〕働き方改革関連法に関する説明会の開催のご案内	
●〔陸災通知〕はい作業主任者技能講習の開催について(ご案内)	5
●〔陸災通知〕令和2年度 陸上貨物運送事業 年末・年始労働災害防止強調運動実施要綱	9
●〔陸災通知〕 陸運と安全衛生 No.616 ···································	
●交通事故発生状況(9月末)	17
●鳥ト協 第3回理事会開催状況	19
●「トラックの日」イベント盛大に開催	20
●トラックドライバーの求人と採用に関するアンケート調査の集計結果について	21
●試乗体験オープンカンパニーに参画	27
●小学生を対象にした学校キャラバン隊に参画	27
●鳥ト協「標準的な運賃」普及セミナー開催される(東部地区)	29
●鳥ト協 原価意識実践セミナーを開催	29
●エコドライフ講習会を開催(西部地区)	30
●陸災防「高年齢労働者に配慮した陸運業のための労働災害防止対策セミナー」開催される	
●児童絵画コンテスト受賞作品決まる	
●児童絵画コンテスト受賞作品 鳥取市役所 情報スペースで作品展示	
●陸上貨物運送事業労働災害防止協会鳥取県支部長表彰を受賞	33
●初任運転者教育安全運転研修を開催	34
●令和2年度 引越基本・管理者講習会を開催	
●令和2年度 鳥取県貨物自動車運送適正化事業実施機関 第1回「評議委員会」を開催	35
●新聞記事のご紹介	36
●年末年始安全運動の取組みについて	36
●鳥ト協職員「防災研修」による事務所の不在についてのお知らせ	
●会員事業所の異動	
●求荷求車情報ネットワーク (WebKIT) 成約運賃指数について	
●適正化事業・巡回指導報告書(令和2年9月実施分) · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
●(事故対通知)適性診断実施日及び適性診断の予約方法について	40
●軽油価格推移表(2020 年 9 月) ··································	43
●軽油価格推移表(2020年9月) ●10月 業務日誌	44
●11月 行事予定 ·······	45
●自賠責共済も中国トラック交通共済へ	46

一点般島取県トラック協会

★鳥取県交通安全年間スローガン★

つくろうよ 事故なし 笑顔の鳥取県

★令和2年交通安全年間スローガン★ 内閣総理大臣賞〈最優秀作〉

【同乗者を含む運転者向け】

スマホより 横断歩道の 僕を見て

【歩行者・自転車利用者向け】

夕暮れの 一番星は 反射材

【小・中学生向け】

しっかりと 止まってかくにん 横だん歩道



協会通知

運転者の歩行者優先と歩行者の正しい横断及び自らの安全を守る 交通行動の実践を徹底するための取組について(協力依頼)

全ト協発第323号(環) 令和2年10月6日

各都道府県トラック協会会長 殿

公益社団法人 全日本トラック協会 会長 坂本 克己

警察庁交通局交通企画課長から、別添のとおり、運転者の歩行者優先と歩行者の正しい横断及び自らの安全を守る 交通行動の実践を徹底するための取組について協力依頼がありました。

つきましては、貴協会におかれましでも、本取組の趣旨をご埋解のうえ、広報啓発用ポスター及びリーフレットを 広く活用するとともに、横断歩道手前での減速義務や横断歩道における歩行者優先義務など、プロのドライバーとし て模範となる運転の引き続きの実践について、傘下の会員事業者に対する周知徹底を図っていただきますよう、よろ しくお願い申し上げます。

(本件に関する問い合わせ先)

公益社団法人 全日本トラック協会 交通・環境部 電話:03-3354-1045 FAX:03-3354-1019

別 添

警察庁丁交企発第 235-1 号 令和 2 年 9 月 29 日

公益社団法人 全日本トラック協会会長 殿

警視庁交通局交通企画課 課長 佐野 裕子

運転者の歩行者優先と歩行者の正しい横断及び自らの安全を守る交通行動の実践を 徹底するための取組について(協力依頼)

我が国の交通事故死者数を状態別に見ますと、歩行中が最も多く、自動車対歩行者の死亡事故の約7割は道路横 断中に発生しています。

そのため、警察といたしましては、運転者の歩行者優先と歩行者の正しい横断及び、自らの安全を守る交通行動の 実践を徹底するため、交通安全教育や広報啓発、交通指導取締り等の各種取組を推進しているところです。

こうした取組の一環として、警察庁では、横断歩道上の交通事故防止(歩行者優先と正しい横断の徹底)に関する 広報啓発用ポスター及びリーフレットを制作しました。

つきましては、傘下会員等に周知していただき、デジタルサイネージ等における掲示、SNSやホームページへの 掲載等、幅広い御活用をお願い申し上げます。

また、横断歩道手前での減速義務や横断歩道における歩行者優先義務など、プロのドライバーとして模範となる運

転を引き続き実践していただきますよう 重ねてお願い申し上げます。

※ リーフレット (A5サイズ) 及びポ スター (タテ・ヨコ各 A2 サイズ) は、 以下の警察庁ホームページからダウン ロードできますので、ご活用いただけ ましたら幸いに存じます。

URL: https://www.npa.go.jp/bureau/ traffic/oudanhodou/info.html

QR コード: **回**#



本件担当 警察庁交通局交通企画課安全係 電話(03)3581-0141 内線5035







- 1 -

行政通知

働き方改革関連法に関する説明会の開催のご案内

厚生労働省

【説明会内容】

- 1 「働き方」が変わります
- 2 時間外労働の上限規制への対応方法について
- 3 年次有給休暇の取得義務化への対応方法について
- 4 支援機関等による働き方改革等のサポート事例の紹介
- 5 働き方改革好事例の紹介
- 6 同一労働同一賃金への対応方法について
- 7 働き方改革の推進に向けた支援について
- 8 その他

【開催日・開始時間・場所】

① 【開催日】 令和2年12月8日(火)

【開催時間】 14:00~16:30

【対 象 者】 人事労務担当者・管理者など

【場 所】 米子コンベンションセンター第7会議室(米子市末広町294)

【主 催 者】 東京リーガルマインド (厚生労働省委託事業)

【お問い合わせ先】 0800-222-3029

② 【開催日】 令和2年12月17日(木)

【開催時間】 14:00~16:30

【対 象 者】 人事労務担当者・管理者など

【場 所】 さざんか会館 大会議室 (鳥取市富安2丁目104-2)

【主 催 者】 東京リーガルマインド (厚生労働省委託事業)

【お問い合わせ先】 0800-222-3029

③ 【開催日】 令和2年12月18日(金)

【開催時間】 14:00~16:30

【対 象 者】 人事労務担当者・管理者など

【場 所】 倉吉未来中心セミナールーム 3 (倉吉市駄経寺町 212-5)

【主 催 者】 東京リーガルマインド (厚生労働省委託事業)

【お問い合わせ先】 0800-222-3029

説明会の所要時間は2時間30分となります。

当日の受付は、**開始時間の30分前**より行います。

原則、申込に対する返信等はございませんが、会場が定員に達した際にのみ、ご連絡をさせていただきます。 ※駐車場には限りがございますので、公共交通機関のご利用をお願い致します。

なお、本説明会は不参加により、何らの不利益を伴うものではございませんので、ご都合に合わせてご参加ください。

【申し込み方法】 事前予約制 (先着順、定員約50名)

別添の申込書に必要事項を記載して、FAX でお申し込みください。

【ご質問・お問合せ先】

・株式会社東京リーガルマインド公共事業本部 働き方改革関連法に関する説明会事務局

フリーダイヤル: 0800 - 222 - 3029

・鳥取労働局監督課 電話 0857-29-1703

<働き方改革関連法に関する説明会申込書>

FAX 送信先:03-5913-6409

県名	鳥	取県	会社名	
申込者名			申込人数	1名 or2名 (1事業所あたり2名まで)
電話番号			FAX	
日程	月	日	()	14:00~16:30
会場				

線 当日の受付は**開始時間の30分前より**行います。

原則、会場が定員に達した場合を除き、申込に対する返信等のご連絡はさせていただいておりませんので、ご了承ください。

なお、本説明会は不参加により、何らの不利益を伴うものではございません。

※駐車場はない場合もございますので、公共交通機関のご利用をお願い致します。

【ご質問・お問合せ先】

切

ŋ

取

ŋ

株式会社東京リーガルマインド 公共事業本部 働き方改革関連法に関する説明会事務局

フリーダイヤル: 0800-222-3029

E-mail: 36kyoutei@lec-jp.com

陸災通知

はい作業主任者技能講習の開催について(ご案内)

陸貨災防鳥支発第4号 令和2年4月13日

各 事 業 主 殿

登録教習機関 鳥労登教第 13 号陸上貨物運送事業労働災害防止協会鳥取県支部長 川上和人(公印省略)

鳥取労働局の登録教習機関であります当支部では、労働安全衛生法第 14 条の規定により、作業主任者の選任が義務付けられている作業のうち、高さが 2 メートル以上のはい (倉庫、上屋又は土場に積み重ねられた荷で小麦、大豆、鉱石等のばら物の荷を除いたもの)のはい付け又は、はいくずし作業 (荷役機械の運転者のみによって行なわれるものを除く)の作業主任者の資格取得のための講習を次のとおり実施します。

該当事業所におかれましては、ぜひ受講されますようご案内いたします。

<u>※なお、今後の新型コロナウイルス感染症の状況等によっては、健康と安全面を考慮し、講習を中止もしくは、延期</u> する場合がございますことを、ご了承下さい。

記

- 1. 講習日時 令和3年1月28日(木)9時から 令和3年1月29日(金)16時00分まで
- 2. 講習場所 鳥取市丸山町 219 番地 1 鳥取県トラック協会 3 階 研修センター(Tel 0857 - 22 - 2694)
- 3. 受講資格 はい付け又は、はいくずしの作業に、3年以上従事した経験を有する者。
- 4. 定 員 80名(定員に達した時点で締め切ります)
- 5. 受講料 11,495円 (消費税を含む) (受講料 9,900円+テキスト 1,595円)
- 6. 講習科目及び時間(休憩時間を含む)

日別	講 習 科 目	時間
第1日	1. はいに関する知識 2. 人力による、はい作業に関する知識	$9:00 \sim 17:05$
第2日	3. 荷役運搬機械等による、はい作業に関する知識 4. 法令関係	9:00~14:55
	修了試験	$15:00 \sim 16:00$

- ◎休憩は講師により適宜設けます。
- ◎講習時間内での喫煙は禁止します。
- ◎受付け午前8時30分より受付けします。

7. 申込み要領

- (1) 別紙受講申込書により 1月15日(金)までに当支部へ受講の申込みをして下さい。
- (2) 申込書には必要事項を記入の上、写真 (縦 $3.5 \text{ cm} \times$ 横 2.5 cm 無帽上半身、背景無地) 2 枚を添えて提出して下さい。
 - (1枚は写真の裏に氏名を記入のうえ、申込書上部にクリップでとめて下さい。1枚は申込書の写真枠内にのりづけして下さい。)
- (3) 受講料は受講申込と同時に払い込み下さい。

みずほ銀行 鳥取支店 普通預金

口座番号 1128051

口座名義 陸上貨物運送事業労働災害防止協会 鳥取県支部

- (4) 受講申込後、取消の申し出があっても原則として受講料は返却いたしません。
- (5) 受講票は発送しませんので、受講当日、直接会場へお越しください。
- (6) 受講者は、**氏名、生年月日、現住所が確認できる公的証明書**(自動車運転免許証等)と筆記用具を携行してください。
- (7) 昼食は、各自用意してください。
- (8) 不明の点があれば、当支部にお問い合わせ下さい。

鳥取市丸山町 219 - 1 (鳥取県トラック協会内)

陸上貨物運送事業労働災害防止協会鳥取県支部

TEL 0857-22-2694

切

Ŋ

取

ŋ

線

はい作業主任者技能講習 受講申込書・修了証台帳

(写真は2枚とも裏面に

2.5 cm 写 3.5 真 cm (2枚)

枚は左枠内にのりづけ

ふり	がな					性別	修了証				
氏	名					男 女	番号	*			.,
生年	生年月日年					目	交付年月日	*	年	月	日
現信	主所										
勤務地	現在地	Ŧ									
3/1///	名 称						TEL	()
	経		験			証			明		
従事した					事業所事業者						
	月から (通算	O 年									(FI)
書	換 又 <i>に</i> 交 た		※ 技	喚・再				年年	月 月		日日

年 月 日

申込者氏名

EI

(注) ※印以外は申込者において全部記載すること。

※当申込書に記載されたお客様の情報(個人情報)は講習業務以外には 使用致しません

陸災通知

令和2年度 陸上貨物運送事業 年末•年始労働災害防止強調運動実施要網

1 趣 旨

陸災防においては、「陸上貨物運送事業労働災害防止計画」(計画期間 2018年度~2022年度)に基づき、

- ①死亡者数: 2018年から 2022年の5か年中に15%以上減少させる。(2020年は、99人以下)
- ②死傷者数を 2017 年から 5 %以上減少させる (2020 年は、14,912 人以下)
- ③ 健診の完全実施及び健診結果に基づく有所見者に対する適切な事後措置の徹底を図る
- とした目標を設定し、その目標を達成するため、積極的な安全衛生活動を展開しているところである。

令和 2 年の労働災害発生状況 ($1 \sim 8$ 月速報値) は、死亡災害が 45 人 (前年同期比 $\triangle 7$ 人、 $\triangle 13.5%$) と減少がみられるものの、死傷災害は 8.989 人 (前年同期 188 人、2.1%) と大幅な増加となっている。

特に、死傷災害では、墜落・転落、動作の反動無理な動作、転倒、はさまれ・巻き込まれ等による荷役作業中の 災害が多発しており、荷役災害の防止に、より一層強力に取り組む必要がある。

さらに、深刻化している労働者の高齢化問題に対しては、厚生労働省が「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」(エイジフレンドリーガイドライン)を示したところであり、同ガイドラインを踏まえ、高年齢労働者の労働災害を防止することも必要である。

また、陸運業においては長時間労働による過労死等が問題となっており、これを予防するための取組を一層推進する必要がある。

こうした陸運業における労働災害の課題を踏まえ、その防止対策を推進するに当たっては、各企業・事業場においては、労働安全衛生関係法令を遵守することはもとより、職場の安全衛生管理体制を確立して適切に機能させるとともに、経営者と従業員が一致協力して自主的な安全衛生活動を継続的・効果的に行っていくことが何より重要である。

こうした認識の下、本年12月1日(火)から令和3年1月31日(日)までの2か月間を、令和2年度年末・年始 労働災害防止強調運動期間として、労働災害防止の重要性について認識をさらに深め、労働災害防止のために以下 の取組を行うこととする。

2 実施期間

令和2年12月1日(火)から令和年1月31日(日)まで

3 スローガン

「健診の数値でしっかり現状把握 所見に合わせて予防・改善」(令和2年度安全衛生標語 健康部門最優秀作品)

4 主唱 者

陸上貨物運送事業労働災害防止協会本部及び各都道府県支部

- 5 後 援 厚生労働省
- 6 実施者 会員事業場

7 取組の重点

- (1) 死傷災害の減少を図るため、同災害の約7割を占める荷役災害の防止を重点とし、保護帽の着用等基本的な安全対策の徹底を周知するとともに、「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」(以下「荷役ガイドライン」という。)に基づき、全国各都道府県における荷役ガイドライン研修会の実施、荷主等と陸運事業者との連携・協力促進協議会の開催、荷主等に対する安全診断・改善指導の実施、「荷役災害防止安全教育」を実施するなど荷役労働災害防止対策を推進する。
- (2) 死亡災害の約4割を占める交通労働災害の防止については、「交通労働災害防止のためのガイドライン」の周知をはじめ、「高年齢者に配慮した交通・荷役災害防止の手引き」を活用した教育の推進を図る。
- (3) 特に冬季は、積雪や凍結による転倒災害が多発するため、厚生労働省及び労働災害防止団体が主唱する「STOP!転倒災害プロジェクト」に掲げる事項を踏まえた取組を推進する。
- (4) 高年齢労働者の労働災害を防止するため、エイジフレンドリーガイドラインの周知を図るとともに、各労働局・労働基準監督署の協力の下、高年齢労働者荷役労働災害防止対策コンサルティング事業を推進する。
- (5) 健康診断の有所見率が高い水準で推移していることから、健康確保に向けた対策として、健康診断の完全実施及び長時間の時間外労働を行った者に対する医師による面接指導等事後措置の徹底、ストレスチェックの実施とその結果に基づくメンタルヘルス対策を推進するとともに、腰痛災害防止に向けた取組を推進する。
- (6) 職場における自主的な安全衛生活動を推進するため、職場に潜む危険の芽を事前に摘み取ってリスクの低減を図り、安全度の高い職場の実現を目指す取組である危険予知活動 (KY活動)、リスクアセスメント、労働安全衛生マネジメントシステム等の定着を図る。

8 主唱者の実施事項

- (1) 各種安全大会、研修会、個別・集団指導等の実施
- ・交通事故、労働災害防止大会の開催
- ・「職場の安全衛生自主点検表」を用いた事業場への個別指導・パトロールの実施
- ・「荷役災害防止安全教育」をはじめとする安全衛生研修会、セミナーの実施
- ・陸運災防指導員会議等の開催
- ・「腰痛予防対策講習会」(厚生労働省委託事業) への参加勧奨
- (2) 各種啓発資料を活用した災害防止対策の周知・徹底を図る

厚生労働省及び陸災防が作成・配布している各種パンフレット、リーフレット、冊子等の啓発資料 (別紙) を活用し、労働災害防止対策の周知・徹底を図る。

(3) 行政との連携、広報等

- ・厚生労働省、都道府県労働局、全日本トラック協会、都道府県トラック協会等関係行政機関、団体等に対し本 運動の実施について協力依頼を行う。
- ・広報誌「陸運と安全衛生」、ホームページ等により、本運動の趣旨及び実施事項等について周知・徹底を図る。
- ・安全ポスター、のぼり等の作成・配布により、本運動の気運の醸成を図る。

9 会員事業場の実施事項

- ・経営トップは、労働災害防止のためにその所信を明らかにするとともに、自らが職場の安全パトロール等を行い、 労働災害防止について従業員への呼びかけを行う。
- ・安全管理者、安全衛生推進者等は、本運動期間中「職場の安全衛生自主点検表」(別添参照) により職場の安全衛 生点検を行う。
- ・安全旗の掲揚、安全ポスター・のぼり等の掲示を行う。
- ・「荷役ガイドライン」に基づき、荷主等の協力を得て積卸し作業の内容の確認・把握を行い、荷役作業に伴う安全上の確認事項をあらかじめ運転手に提供できるように、荷主等との「運送契約時に必要な連絡調整に係る事項」の文書による取決めや「安全作業連絡書」の活用を図る。
- ・定期健康診断の完全実施と事後措置の徹底を図る。

別 紙

リーフレット等 (陸災防ホームページから取得可能)

- 陸上貨物運送事業労働災害防止計画(2018年度~2022年度)
- 「陸上貨物運送事業労働災害防止規程のあらまし」
- 荷役作業安全ガイドラインのあらまし~陸運事業者と荷主等のみなさまが連携した荷役災害の防止~
- 陸運業における重大な労働災害を防ぐためには
- 荷役作業時の労働災害を防止しましょう
 - ~荷役作業時における墜落・転落災害防止のための安全マニュアル~
- 荷役作業を安全に-
 - ~荷役作業時における墜落防止のための安全設備マニュアル~
- 荷役災害防止設備等の事例集
- 安全作業連絡書の活用を!
- 陸上貨物運送事業におけるトラック荷台からの転落を防ぐために
- 「交通労働災害防止のためのガイドライン」のポイント
- 「STOP!転倒災害」リーフレット
- トラック運送業界の過労死等防止計画(全日本トラック協会)
- 「STOP!熱中症クールワークキャンペーン」リーフレット
- 陸運事業者のためのメンタルヘルス対策
- 働き過ぎていませんか?(厚生労働省)
- ストレスチェックと結果活用のサポートは中災防に‼

DVD

- 「はい作業の安全」(DVD)
- 「フォークリフトの作業開始前点検の進め方」(DVD)
- 「フォークリフトによる 安全な荷役運搬作業」(DVD)

別 添

職場の安全衛生自主点検表

令和元年5月作成

事業場名						従業員数	人
点検年月日	令和	年	月	日	点検者氏名		印

この点検表は、陸運業の労働災害防止に必要な主要事項について、会員事業場が自主的にチェックし、問題点を見つけて改善するためのものです。この点検表には、会員事業場が守るべき安全衛生事項をまとめた「災防規程」や厚生労働省が平成25年3月に策定した「荷役ガイドライン」の主な内容も含まれています。

この点検表を利用して職場の自主点検を行い、さらに労働災害防止対策を進めましょう。

1 基本的な取組(リスクの低減)				
安全衛生方針の表明(1年単位。	交通及び荷役労働災害防止を含む。)	□ している	□ していない	
・ 安全衛生目標の設定 (同上)		□ している	□ していない	
安全衛生計画の作成(同上、計画の)	実施、評価、改善を含む。)	□ している	□していない	
・リスクアセスメントの実施(荷役		□ している	□していない	
・安全衛生管理規程の作成(交通及		口している	口していない	
2 安全衛生管理体制	O 刊 区力 圏外日 別上で 日 号。 /			
労働者 10~49 人	労働者 50 人以上			
万) 10 10 /(・総括安全衛生管理者の選任(100人以上)	 □ している	<u></u> □ していない	 □ 該当なし
安全衛生推進者の選任	・安全管理者の選任(選任時研修修了)			□該当なし
- 女生倒生推進有の選任		口している	口していない	
	・衛生管理者の選任	□している	口していない	□該当なし
	・産業医の選任	□している	□していない	□該当なし
・安全衛生推進者の巡視	・安全管理者、衛生管理者の巡視	□している	□していない	□該当なし
・安全衛生対策等を話合う場の設置	・安全衛生委員会の開催 (月1回以上)	□している	□していない	
3 安全衛生教育の実施状況				
・雇入れ時の教育		□ している	□していない	□ 該当なし
・作業内容変更時の教育		□ している	□ していない	□ 該当なし
・ 日常の教育(危険予知訓練、ヒヤリ	・ハット事例活用等)	□ している	□ していない	
・ 能力向上の教育(安全管理者等の)	定期教育等)	□ している	□ していない	□ 該当なし
・ 事故発生者に対する教育		□ している	□ していない	□ 該当なし
・ 腰痛予防のための管理者教育		□ している	□していない	□ 該当なし
・腰痛予防のための作業従事者教育	育(自動車運転者、重量物取扱者)	□ している	□していない	□ 該当なし
4 健康管理				
・雇入れ時の健康診断		□ している	口していない	□ 該当なし
・ 定期健康診断 (年1回)		□ している	口していない	
・深夜業従事者に対する健康診断	(年2回)	□ している	口していない	□ 該当なし
過重労働対策(時間外・休日労働	動時間数)	□ 月 45 時間	□月45時間超	~80 時間
※ 休憩憩時間を除き、1 週間当たり 40 その超えた時間) 時間を超えて労働させた場合における	以内	□月 80 時間超· □月 100 時間超	
・ 時間外・休日労働が1月当たり8	80 時間を超える労働者で申出	□ している	口していない	□ 該当なし
のあった者に対する医師による値	面接指導の実施			
・ストレスチェックの導入 (50 人以	上義務、50 人未満努力義務)	□している	□ していない	
・ 高ストレス者の申出による「医師	Fによる面接指導」実施	□ している	口していない	□ 該当なし

(注) 荷役ガイドライン:厚生労働省「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」 災防規程:「陸上貨物運送事業労働災害防止規程」

5 荷役労働災害防止対策			
(1) 安全衛生管理体制と安全衛生教育			
・ 作業計画の作成 (車両系荷役運搬機械による作業)	□ している	口していない	□ 該当なし
・ 荷役災害防止の担当者の指名*	□ している	□していない	□ 該当なし
・ 車両系荷役運搬機械等の作業指揮者の選任	□ している	口していない	□ 該当なし
・ 積卸し作業指揮者の選任 (一の荷でその重量が 100 k g以上)	□ している	口していない	□ 該当なし
・ 荷役作業従事者に対する安全衛生教育の実施*	□ している	口していない	□ 該当なし
・荷役作業の危険予知訓練	□ している	口していない	□ 該当なし
・荷主等と安全衛生対策を協議する場の設置*	□ している	口していない	□ 該当なし
(2) 荷役災害防止の措置			
・荷役作業の有無等について荷主等への事前確認(安全作業連絡書)*	□ している	口していない	□ 該当なし
・トラック荷台等からの墜落・転落災害及び転倒災害の防止措置*	□ している	口していない	□ 該当なし
・主な危険作業についての安全作業マニュアルの整備	□ している	口していない	□ 該当なし
・ 荷役運搬機械、荷役用具、設備による労災防止対策* アーフォークリフト イー移動式クレーン ウーコンベヤー	□ している	□していない	□ 該当なし
テークサンド イー 移動式グレージ ヴェコンペヤー エーテールゲートリフター オーロールボックスパレット			
・作業開始前点検(該当するものに○をつけてください。)	□ している	□ していない	□ 該当なし
ア 貨物自動車 イ フォークリフト ウ 移動式クレーン エ コンベヤー オ 器具・工具 カ その他			
・ 定期自主検査 (同上)	□ している	□していない	□ 該当なし
ア フォークリフト イ 移動式クレーン ウ その他 ・ 危険作業従事資格者の配置 (同上)	□ している	□ していない	□ 該当なし
ア フォークリフト イ 移動式クレーン ウ はい作業			
エ 玉掛け作業 オ その他 ・ 保護帽(墜落時保護用)	□ している	□ していない	□ 該当なし
・安全靴の使用		口していない	
6 交通労働災害防止対策			
(1) 交通労働災害防止のための管理体制			
・ 運行管理者の選任	□ している	口していない	□ 該当なし
・交通労働災害防止を担当する者への教育の実施	□ している	口していない	□ 該当なし
(2) 適正な労働時間			
・時間外労働及び休日労働に関する協定	□ している	□していない	□該当なし
(原則:1月45時間、1年360時間、特別条項1年720時間、自動車運転者は令和6	5年3月31日	まで猶予)	
 - 拘束時間等(1ヶ月293h以内□)(1日13h以内□)(休息8h以上□)(1日の運動 	云9h 以内 □)	(連続運転4h以	内 □)
(3) 走行管理等			
・走行計画の作成及び指示	□している	□していない	□該当なし
・走行経路の決定	□ している	□していない	□該当なし
・乗務記録に基づく適正な走行管理	□ している	□していない	□該当なし
・点呼の実施	□ している	□していない	□該当なし
・乗務前点呼での疾病、疲労、睡眠不足、飲酒の状況の確認	□ している	□していない	□該当なし
乗務前点呼での、乗務開始前、24時間における拘束時間の合計が13時間を超える場合の睡眠状況の確認	□ している	□ していない	□該当なし
(4) 安全衛生教育、意識の高揚			
• 交通危険予知訓練	□ している	□ していない	□該当なし
• 運転適性診断	□ している	口していない	□該当なし
 ・ 意識の高揚(該当するものに○をつけてください。) ア 交通安全情報マップの作成等 イ 標語募集 ウ ポスター掲示エ 表彰 オ その他 	□ している	□ していない	□該当なし

(注) *印の付いた項目は、荷役作業安全ガイドラインに関係する項目です。

職場の安全衛生自主点検表(共通)の解説

1 基本的な取組事項(リスクの低減)

最近の労働災害防止の取組は、事業場に潜在的に存在するリスクを継続的に低減するものが主流となっています。そのための手法として、リスクアセスメントや労働安全衛生マネジメントがあります。

この項では、これらの取組の基本項目を記載したもので、これらが適正に実施されており、安全衛生の年間計画について、いわゆるPDCAサイクル(計画、実施、評価、改善)が円滑に実施されていれば、労働安全衛生マネジメントシステムの基本部分は実施されているということができます。

(参考資料等)・災防規程:第10条の2に記載されています。

- ・リスクアセスメントイラストシート (陸災防図書)
- ・こうすれば導入できる労働安全衛生マネジメントシステム(陸災防図書)
- (注) 災防規程 (陸上貨物運送事業労働災害防止規程)・・・労働災害防止団体法では災防団体の 会員事業場が守るべき事項を災防規程として定めることが義務付けられており、会員事業場は この規程を遵守する義務があります。詳細は陸災防ホームページでご覧いただけます。

2 安全衛生管理体制

法令で定められた安全衛生管理を担当する者の選任等が行われているかをチェックします。未選任の場合は法 違反となりますので、早急に資格のある者を選任する必要があります。

(参考資料等) ・災防規程:7条。50人以上はさらに第4条~6条、10条

3 安全衛生教育の実施状況

法令で就業制限となっている、フォークリフト (最大荷重 1 トン以上) の運転業務や、はい作業主任者等については、当然資格者が実施すべきものとして除いています。

ここでは、法令や行政通達等で実施すべきとされている主なものを対象としています。

(参考資料等) ・災防規程:第11条~12条、16条

4 健康管理

従業員の高齢化が進んでいること、陸運業ではいわゆる過労死等の労災認定件数が多いことから、健康管理や長時間労働管理が重要です。また、平成27年12月からストレスチェック制度が開始されていることに留意が必要です。

(参考資料等)・災防規程:第79条、82条

・陸災防ホームページ (メンタルヘルス対策) 参照 https://www.rikusai.or.jp/public/mental-health/mental-health_kajyuu-roudou_taisaku.htm

5 荷役労働災害防止対策

法令、災防規程、荷役ガイドラインのうち、主な荷役災害防止対策を記載しています。

(参考資料等) ・災防規程:第 23 ~ 25 条、30 ~ 31 条、33 ~ 34 条、48 条、53 条、56 条、63 条

- ・フォークリフトの安全Q&A 50 (陸災防図書 平成 24 年 3 月)
- ・「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」の策定について (平成25年3月25日基発0325第1号)

6 交通労働災害防止対策

交通労働災害防止のためのガイドライン (平成 20 年 4 月改正) で事業者が実施すべき事項とされた主なものについて記載しています。

(参考資料等)・災防規程:第71条

・交通労働災害防止のためのガイドライン解説書(陸災防図書 平成24年3月)





雇う上でも、働く上でも、最低限のルール。使用者も、労働者も、必ず確認、最低賃金。







健診の数値でしっかり現状把握 所見に合わせて予防・改善

陸災防「令和2年度 安全衛生標語」健康部門最優秀作品



令和2年10月№616

発行所**陸上貨物運送事業労働災害防止協会** 〒108-0014 東京都港区芝 5 丁目 35 番 2 号 安全衛生総合会館内 ☎03-3455-3857 代表 http://www.rikusai.or.jp

(印刷物による年間購読料3,600円)



トラック荷台からの墜落転落、昇降時の 三点確保の励行と保護帽着用の徹底を!

陸運業での死傷災害の約 3 割をトラック荷台等からの墜落・転落が占めています。とりわけ荷台から降りるときに多く、これらは死亡に至る危険性も高く、安全対策を徹底する必要があります。

今回取り上げた災害は、荷台からの転落災 害の典型的な事例です。被災者死亡の重大な 結果を招いたものですので、以下検証します。

1 事業の種類:一般貨物自動車運送業

(労働者数:法人約130名、所属営業所10名)

- 2 発生月時:11月 午前3時頃
- 3 被災者: ドライバー (59歳、経験 17年)
- 4 傷病の程度:頭部急性硬膜下血種(死亡)
- 5 災害発生状況
 - 被災者の業務は、2 トンバン型車に乗務 し、担当配送コースに食品の巡回配送を行 うもの。

午前2時から8時迄の間で担当地域の10店舗に納品配送を行うべく、一人乗務で出発した。

- 午前 3 時、2 店舗目である配送先に到着 後、店舗倉庫前にトラックを停め、倉庫内 に保管されていた前回納品時の空ケースを 回収しトラックに載せ、次に当日分の商品 を納入するため荷台の中で商品を積んだケ ースを整理してからケースを持たずに荷台 から地面に降りようとした。
- 被災者は荷台側を向いた姿勢となり、左 手でドアグリップを掴んだ後、左足をリヤ ステップ(地上高38cm)に降ろそうとした が、これを踏み外し、体勢を崩して転落、 頭部を地面コンクリートに強打させた。
- 約1時間経過後に他社のトラック運転者 に倒れているところを発見され、病院に搬 送されたが、その後死亡が確認された。
- 保護帽(ヘルメット)は着用していなかった。

注: 倉庫内部・外部に設置された防犯カメ ラ映像が残っており、行動詳細が判明 している。

6 背景要因

被災者は社内での職位が昇格したこと等に

より管理業務が増加し、配送業務に就くことが ここ数年は稀となっていた。

今回の乗務は、社内で退職者が出たことにより穴埋めとして事故 3 日前から担当に入り、当日は4回目の乗務。過去3回は同乗者がいたため、単独では事故当日が初めてであった。

7 原因と対策

(1) 荷台への昇降

このバン型車にはリヤステップやリヤドア面グリップが設けられていましたので、荷台から降りる際は、荷台内側を正面に見て後ろ向き、グリップを持ったままステップに足をかける順序で、三点支持を確実に確保する必要があります。

経験年数にかかわらず、定められた安全な乗降方法を確実に行わせるよう、繰り返しての社内教育を徹底すべきです。

本件の場合、ステップを踏み外しており、 確実な励行とともに、リヤステップ部を網 状にするなどの対策も有効です。

(2) 保護帽の着用

会社の社内規定では荷台上の荷役作業は保護帽を着用することとされていましたが、被災者は無帽でした。過去3回の二人乗務中はどうだったのか、社内全般に保護帽の着用が有名無実化していたのか、この辺りを究明する必要はありますが、確実に着用させることで、不測の墜落転落による被害の軽減が見込めます。

(3) 運行管理

被災者が災害発生当日に担当していた 配送コースは、試走等を経て各店舗への到 着予定時刻が厳しいと評価されていた経 緯があったものの、見直しが行われていま せんでした。

被災者が高齢でかつ久方ぶりの担当乗務であったことからすれば、無理な運行計画が注意力の欠如や不安全行動を招いた可能性も残ります。

8 まとめ

この死亡事故事例では、「必ず保護帽を着用して荷役作業を行う」ことの重要性がうかが

われます。「あご紐を確実に締める」「劣化や 破損したものは使わない」「耐用年数を守る」 の他、必ず「墜落時保護用」を使用すること が肝要です。保護帽は着用していても、これ が「飛来・落下物用」であることをよく見か

けます。荷役作業では、墜落転落時の頭部外 傷や骨折を防ぐために、帽体内部に衝撃吸収 ライナーを備えた墜落時保護用の保護帽を着 用しましょう。

業種別労働災害発生状況(令和2年速報)

令和2年9月7日現在

項目			死	Ċ			死傷						
	令和2年1月~8月 「速報値〕		令和元年 「速幸		対元年	F比較	令和2年1 [速幸		令和元年 「速幸		対元年	三比較	
業種	死亡者数	構成比	死亡者数	構成比	増減数	増減率	死傷者数	構成比	死傷者数	構成比	増減数	増減率	
全産業	(人)	100.0	(人) 486	100.0	(人)	(%) -9.1	(人) 68,870	100.0	(人) 69,029	100.0	(人) -159	(%) -0.2	
製 造 業	72	16.3	79	16.3	-7	-8.9	14,347	20.8	15,184	22.0	-837	-5.5	
鉱業	3	0.7	3	0.6	0	0.0	112	0.2	116	0.2	-4	-3.4	
建設業	154	34.8	155	31.9	-1	-0.6	8,311	12.1	8,464	12.3	-153	-1.8	
交通運輸業	6	1.4	7	1.4	-1	-14.3	1,564	2.3	1,787	2.6	-223	-12.5	
陸上貨物運送事業	45	10.2	52	10.7	-7	-13.5	8,989	13.1	8,801	12.7	188	2.1	
港湾荷役業	2	0.5	5	1.0	-3	-60.0	198	0.3	245	0.4	-47	-19.2	
林 業	24	5.4	25	5.1	-1	-4.0	766	1.1	773	1.1	-7	-0.9	
農業、畜産·水産業	20	4.5	16	3.3	4	25.0	1,679	2.4	1,518	2.2	161	10.6	
第三次産業		26.2	144	29.6	-28	-19.4	32,904	47.8	32,141	46.6	763	2.4	

資料出所:厚生労働省

業種、事故の型別死亡災害発生状況(令和2年1月~8月)

令和2年9月7日現在

_													P = 0 / 1	· P / L I
業	_ 種	\	項 <u></u>	頁目	合計	墜落•転落	転倒	飛来·落下	崩壊·倒壊	激突され	はさまれ・ 巻き込まれ	交通事故 (道路)	交通事故 (その他)	その他
全		産		業	442	112	12	20	32	36	66	91	4	69
製		造		業	72	15	3	5	6	6	19	0	0	18
建		設		業	154	54	2	9	15	11	18	23	1	21
交	通	運	輸	業	6	1	0	0	0	1	1	2	0	1
そ		の		他	165	31	7	5	8	18	20	48	2	26
陸上	_貨物	勿運	送事	業	45	11	0	1	3	0	8	18	1	3
同一	上対	前	年増	減	-7	1	-1	-3	1	-4	4	-5	1	-1

業種、事故の型別死傷災害発生状況 (令和2年1月~8月)

令和2年9月7日現在

業種	合計	墜落•転落	転倒	激突	飛来·落下	崩壊•倒壊	激突され	はさまれ・ 巻き込まれ	交通事故 (道路)	交通事故 (その他)	動作の反動・ 無理な動作	その他
陸上貨物運送事業	8,989	2,528	1,483	695	389	264	431	941	394	11	1,567	286
同上対前年増減	188	49	74	19	-2	-6	-60	-32	-72	3	216	-1

(注) 上記 2 表の右端の列の「その他」は、「墜落・転落」〜「交通事故(その他)」以外をまとめたもの 詳細は、陸災防ホームページ http://www.rikusai.or.jp に掲載

2

交通事故発生状況(9月末)

鳥取県警察本部 交通企画課長

2 2

1 全国・中国5県・鳥取県の死者数(9月末)

	全国の死者数	中国 5 県の死者数	鳥取県の死者数
令和 2年9月末	1,988	147	12
令和元年9月末	2,218	169	22
増減数	-230	-22	-10
増減率	-10.4%	-13.0%	-45.5%

2 交通事故発生状況(9月中)

○ 発生 件 数	57 件	前年対比	-1件	(-1.7%)
○死 者 数	3 人	前年対比	2人	(200%)
○ 負傷 者 数	72 人	前年対比	7人	(10.8%)

3 死亡事故の状況 (9月末) (12件 12人)

(1) 道路別発生件数

	国道	県道	市町村道	高速道	自専道	その他	計
令和 2年	3	2	5	1	0	1	1
令 和元 年	8	6	4	0	2	2	2

(3) 年齢層別死者数

(2) 発生地点の道路形状別

	交差点	単路	その他	計
令和 2年	3	8	1	12
令 和元 年	4	15	3	22

	15 歳以下	若者	その他	高齢者	計
令和 2年	0	1	4	7	1
令 和元 年	0	2	6	14	22

(4) 状態別死者数

	歩行者	自転車	車両等運転中	同乗中	その他	計
令和 2年	2	2	8	0	0	12
令 和元 年	6	2	14	0	0	22

(5) 時間帯別発生件数 昼間 10件 夜間 2件

	0~6時	6~12時	12~18時	18~24時	計	
令和 2年	0	3	7	2	1	2
令 和元 年	4	5	7	6	2	2

(6) 第1当事者の年齢層別

	15 歳以下	若者	その他	高齢者	計
令和 2年	0	1	7	4	12
令 和元 年	0	1	12	9	22

(7) 高齢死者の内訳本年 7人前年 14人ア 昼夜別イ 状態別

	昼	夜	計
令和 2年	5	2	7
令 和元 年	9	5	14

		歩行者	自転車	車両等運転中	その他	計
令和 2 年	=	2	1	4		7
令 和元 年	Ë.	5	2	7		14



安全運転管理者の皆さんへ

~ 安全運転をつくろう~

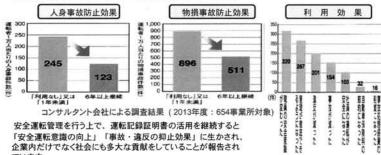
1 運転記録証明書の活用で事故・違反ゼロ!!

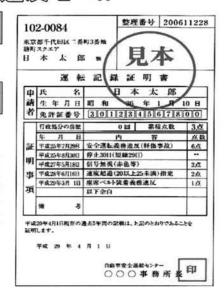
◇ 運転配録証明書の内容

過去5年、3年、1年間の交通事故・交通違反・行政処分等について証明 します。

◇ 交通事故・遺辰の防止効果

継続的な活用がより高い効果を生み出します。





運転記録証明書を活用することで、組織のウイークポイントの発見と理論的な対策、安全運転者の激励など、管理者の業務が充実したものとなります。

証明書の申し込み方法

事業所では、社員から委任を受けて、証明書の一括申請ができます。(鳥取県トラック協会では、会員事業所の申請手数料の助成を行っております(ドライバーのみ))



総合的な自動車安全運転の教習施設

- 平成3年5月に開所し、東京ドーム約20個分もの広大な世界でもトップレベルの教習施設です。
- 一般道路では試すことのできない緊急制動・緊急回避、 危険の予測など「危険な運転」を「安全に研修」できます。
- 運転技術に習熟した実技教官、運転理論に精通した理論 教官によって、実技と理論が一体となった総合的な研修を 行います。





自動車安全運転センター鳥取県事務所

お問い合わせ

〒 680-0841 鳥取市吉方温泉2丁目501-1 (鳥取県運転免許センター内)

TEL 0857-50-1288 FAX 0857-25-1733

鳥卜協第3回理事会開催状況

10月2日(金)鳥ト協令和2年度第3回理事会を鳥取市内のホテルモナーク鳥取で開催されました。

会議の冒頭に、川上会長から今回退任された奥田繁吉理事(日ノ丸西濃運輸㈱)へ、当協会の役員として永年にわたり貢献されたということで、感謝状と功労金の伝達がありました。

会議では、川上和人会長から挨拶があったのち、川上会長を議長に選出し、議事に入りました。審議事項として議案9件、報告事項6件について熱心に審議され、第4号議案令和3年度運輸事業振興助成交付金予算要求について熱心に審議され、承認されました。その他の議案についても、それぞれ原案通り承認されました。

主な審議事項は次の通り。

(鳥ト協)

- 第1号議案 令和2年度鳥ト協専門委員会委員の承認について
- 第2号議案 令和2年度運輸事業振興助成補助金の変更申請について
- 第3号議案 令和2年度運輸事業振興助成事業の執行状況及び予算流用について
- 第4号議案 令和3年度運輸事業振興助成交付金予算要求について
- 第5号議案 ヤマト・スタッフ・サプライ㈱に係る適性診断 (一般診断) 受診料助成について
- 第6号議案 高校1年・2年生を対象とした人材確保対策について
- 第7号議案 運送業界(トラックドライバー)の人材確保に向けた広報取組みについて
- 第8号議案 鳥ト協定款24条に基づく業務報告について(5~9月)
- 第9号議案 鳥ト協「第6回理事会」開催日程(案)について

(陸災防)

第1号議案 令和2年度陸災防鳥取県支部長表彰の推薦について(案)

(報告事項)

- 1. 鳥ト協 「標準的な運賃」普及セミナーの開催について
- 2. 厚労省 「働き方改革関連法に関する説明会」の開催について
- 3. 鳥ト協 令和2年度トラックの日の取組状況について
- 4 陸災防 陸災本部会長令和2年度安全衛生表及び優良フォークリフト等運転者表彰の決定について
- 5. トラックドライバーの求人と採用に関するアンケート結果について
- 6. 鳥ト協第4回理事会及び令和3年度鳥ト協通常総会の開催予定について



挨拶をする 皀ト協 川ト会長



議事を進める川上議長



挨拶をする 退任された奥田理事





理事会の様子



熱心に議事を審議する理事の皆さん

「トラックの日」イベント盛大に開催

全国規模で取組んでいる 10 月 9 日の「トラックの日」にちなんで鳥ト協では各会員事業所周辺の道路清掃として「クリーン作戦 2020」を、西部地区では米子道の大山パーキングにて街頭広報を展開いたしました。

- 東 部 地 区 -

クリーン作戦 2020 (各事務所周辺)

因伯通運㈱鳥取周辺 令和 2 年 10 月 12 日 (月) 参加者 10 名

(一社) 鳥取県トラック協会周辺 令和2年10月13日(火) 参加者7名





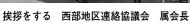


西部地区

トラックの日街頭広報(米子道大山パーキングエリア)

令和 2 年 10 月 9 日 (金) 参加者 13 名















ドライバーに 安全運転PR 安全運転PR 「トラックの日」街頭広 「トラックの日」街頭広 バーキングエリア(伯耆 の9日に交通安全広報を った。ドライバーに輸送 った。ドライバーに輸送 った。ドライバーに の0日に交通安全運転を そした。

クの運転手らにチラシや ・ 連道路上の危険箇所をま ・ たい」と話した。 ・ たい」と話した。

2020年(令和2年)10月22日(木) 日本海新聞

トラックドライバーの求人と採用に関するアンケート調査の集計結果について

(一社) 鳥取県トラック協会

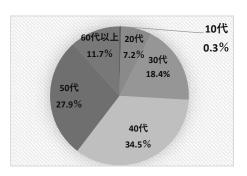
回 答 315 事業所中 182 事業所 回答率 57.8 % 調査期間 令和 2 年 4 月 2 日~ 6 月 15 日

Q1 貴事業所のドライバーについて現在の状況を伺います。

		10代	20代	30代	40代	50代	60 代以上	計
男	性	10	225	590	1087	887	373	3172
女	性	1	7	6	28	17	5	64
全	体	11	232	596	1115	904	378	3236
全体	比率	0.34%	7.17%	18.42%	34.46%	27.94%	11.68%	

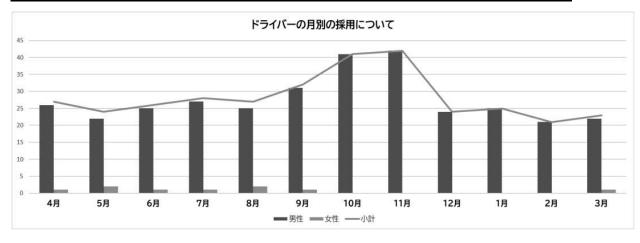
男女比 男性 98.0 % 女性 2.0 %

- ●トラックドライバーの構成は98%が男性であり、女性の活躍が進んでいる昨今においても女性の就業は低い状態である。
- ●ドライバーの年齢層は男性・女性ともに 40 代が最も多く、50 代と 60 代以上で全体約 4 割を占めており、将来の中核となる 20 代~ 30 代のドライバーは男性では 1/4 程度、女性では 1/5 程度に過ぎず、ドライバーの高年齢化が深刻になっている。



Q 2 - (1) 貴事業所の昨年度 (H 31.4.1 ~ R 2.3.31) のドライバーの採用時期について伺います。 採用のあった月に人数を記入してください。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	総計
男性	26	22	25	27	25	31	41	42	24	25	21	22	331
女性	1	2	1	1	2	1						1	9
小計	27	24	26	28	27	32	41	42	24	25	21	23	340



Q2-(2) 貴事業所の今年度(R2年4月)新卒採用者及び昨年度採用の卒業後3年以内のドライバーについて伺います。採用時の所持免許、男女別の採用人数を記入してください。

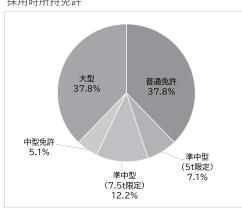
採用時所持免許

	普通免許	5t 限定	7.5t 限定	中型	大型	小計
男 性	36	6	10	5	37	94
女 性	1	1	2			4
総計	37	7	12	5	37	98
比 率	37.8%	7.1%	12.2%	5.1%	37.8%	

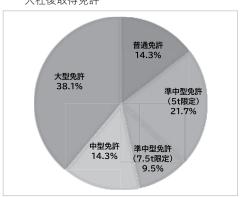
Q2-(3) 貴事業所で採用した今年度(R2年4月)新卒採用者及び卒業後3年以内のドライバーで入社後取得した免許、男女別の人数を記入してください

ſ		普通免許	5t 限定	7.5t 限定	中型	大型	小計
	男性	3	5	2	3	8	21
	女性	0	0	0	0	0	0
	総計	3	5	2	3	8	21
	比率	14.3%	21.7%	9.5%	14.3%	38.1%	

採用時所持免許



入社後取得免許



Q3 貴事業所で現在不足しているドライバーの人数について伺います。

免許種別	普通免許	5t 限定	7.5t 限定	8t 限定	中型	大型	総計
不足人数	7	0	4	15	55	161	242

- ●大型免許を所持したドライバー不足が特に顕著であり、中型免許所 持者も合わせると不足している人数全体の約9割にのぼる。
- Q4 貴事業所の昨年度(H31.4.1~R2.3.31)のドライバー求人数、 応募者数、採用者数及びその年齢層と性別について伺います。求 人をしなかった場合は求人数の欄に「0」と記入してください。な おハローワーク等への求人を行わず、直接雇用した場合は、その 雇用者数を求人数と応募者数に加えてください。

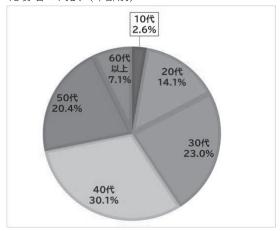
一	準中型免許 (7.5t限定) 2%
中型生	
大型免許 66%	%

求人数	応募者総計	採用者総計	女性採用比率
395	495	313	3.50%
求人に対する応募者比率	求人に対する採用者比率	応募に対する採用比率	
125.3%	79.2%	63.2%	

		10代	20代	30代	40代	50代	60代以上	総数
	普通免許	7	9	5	5	4	1	31
	準中型免許 (5t 限定)	3	8	5	1	0	0	17
	準中型免許(7.5t)	3	9	5	8	4	0	29
応募者	中型免許 (8t 限定)	0	2	15	11	10	4	42
	中型免許	0	11	14	13	9	5	52
	大型免許	0	31	70	111	74	25	311
	不明							13
	総計	13	70	114	149	101	35	495

		10代	20代	30代	40代	50代	60 代以上	うち女性	総数
	普通免許	6	8	3	3	2	0	0	22
	準中型免許(5t)	3	3	2	0	0	0	0	8
	準中型免許(7.5t)	3	6	6	5	3	0	0	23
採用者	中型免許(8t限定)	0	2	12	7	5	2	0	28
	中型免許	0	3	6	6	1	0	1	17
	大型免許	0	27	46	75	43	11	10	212
	不明								3
	総計	12	49	75	96	54	13	11	313

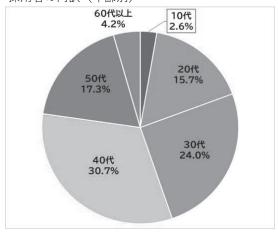
応募者の内訳(年齢別)



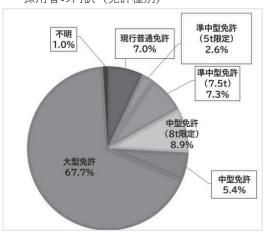
応募者の内訳(免許種別)



採用者の内訳(年齢別)



採用者の内訳 (免許種別)

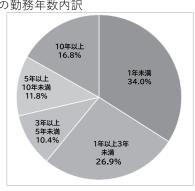


- ●応募者、採用者ともに 40 代が最も多く次いで 30 代が多い。
- 10 代、20 代の応募者は約 16 %と依然低い傾向にあるが採用実績は約 73 %と高い。
- ●免許種別では大型免許所持者の応募者、採用者が最も多く、次いで中型免許の採用が多い。
- ●昨年と比較すると準中型免許の応募者及び採用者は大幅に増加した。 {昨年の応募者 4 名→ 29 名 (25 名増) 昨年の採用者 4 名→ 23 名 (19 名増)}

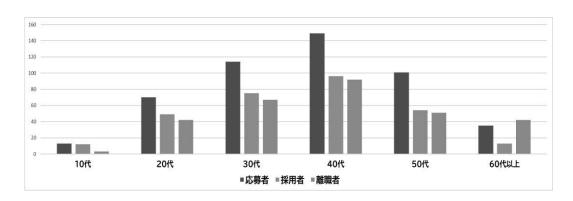
Q 5 貴事業所の昨年度(H 31.4.1~R 2.3.31)のドライバーの離職者数の勤務年数と年齢層、性別について伺います。

勤務年数 /	年齢	10代	20代	30代	40代	50代	60代	小計
1年未満		1	20	26	28	15	11	101
	うち女性	1		1				
1年以上3年未	:満	2	14	23	26	13	2	80
	うち女性							
3年以上5年未	:満	0	7	4	11	4	5	31
	うち女性							
5年以上10年	未満	0	0	8	16	5	6	35
	うち女性				1			
10 年以上		0	1	6	11	14	18	50
	うち女性							
小計		3	42	67	92	51	42	297
	うち女性	1		1	1			3

離職者の勤務年数内訳



- 10 代から 40 代に共通して 1 年未満及び 1 年以上 3 年以内の離職が多くドライバーの中核となるべき年齢層の 定着が課題となっている。
- ▶50代、60代以上では10年以上の離職者の割合が目立つようになる。



Q6-(1) 昨年度採用したドライバーについて伺います。採用したドライバーの貴事業所に入社した主な動機を該当するものに〇をつけてください(複数回答可)

①給料が前職よりも増加するため	48
②ドライバーになりたかったから	43
③業務内容があっていたから	61
④休日が多くなる、残業が少なかったから	16
⑤福利厚生がよかったから	9
⑥キャリアアップできるから	2
⑦会社の雰囲気がよかったから	30
⑧企業理念に共感したから	5

9 その他

- ・山陰両県の運送であり長距離が無いため
- ・毎日家に帰れるため

Q6-(2) 昨年度採用したドライバーの前職について伺います。該当するものに〇をつけてください。

①運輸業	220 人
②小売業	33 人
③建設・建築業	38 人
④事務職	6人
⑤製造業	33 人
⑥その他	11人

その他内訳					
サービス業	4 人				
不明	2 人				
農家	1人				
飲食業	1人				
無職	1人				
介護職	1人				
スポーツクラブ	1人				

Q6-(3) 退職したドライバーについて伺います。過去3年間で離職したドライバーの主な退職理由を該当するものに \bigcirc をつけてください。

①給与関係の問題	42
②業務内容関係の問題	54
③キャリアアップ関係の問題	7
④休日、残業関係の問題	15
⑤福利厚生関係の問題	0
⑥会社の雰囲気関係の問題	18

⑦その他

一身上の都合・定年退職・家庭の事情により退職・積み込む計算厳しかった・運転手間の人間関係・心臓病のため運転手が出来なくなったため・体調不良、・病気のため・視力低下による運転不安・家庭の事情・農業へ転職(家業を継ぐため)・家業の継承・ドライバー以外への職種への転職・知人の会社への移動・体力的な問題(年齢とともに体力が落ちてきたため)・親の介護・プライベート時の事故により休職期限切れのため・勤務態度及び他のドライバーとの人間関係・やりたいことが見つかったから・運転時間等の問題から運行に出れないことで退職・会社都合・休職者の復職のために退職勧奨したところ応じたため・思っていた以上に仕事がきつかったため・私生活の問題・定年延長後のため・体力の限界・年齢による自主退社・一部作業(フォークリフト)が人並みに上達しなかったため自信を失い退職

Q6-(4) ドライバー確保のための対応が求められるようになりましたが、貴事業所では、どのような対応をされていますか、また今後される予定ですか。該当するものに〇をつけてください。(複数回答可)

①基本給をアップした	41	②非正規を正規雇用に変更した	16
③勤務形態を見直した	16	④女性用トイレ・更衣室等を整備した	5
⑤勤務時間の削減・休日の増加	79	⑥若年者雇用のための準中型免許対応車の導入	8
⑦定年の延長	38	⑧自社による免許、資格等の取得の助成制度	64
⑨広報媒体の活用	31		

具体的な施策

- ①について 基本給 $3 \sim 20 \%$ アップ (複数の事業者から回答あり)
- ③について 残業時間や作業内容の確認、カーゴ・パレット荷で荷役作業の軽減、休日勤務は 50 %増しにした。
- ⑤について 短時間ドライバーの増員、時間外・深夜勤務を1年を通じてなくした。
- ⑦について 60 才→65 才 70 歳まで希望で延長可能にした。
- ⑩その他
 - ・新人(運送の経験の無い人)でも安心して働けるように親切丁寧な指導を心掛けている。女性のドライバーも大歓迎している。
 - ・決算時利益還元賞与の継続・給与形態の変更(賞与、退職金の前払い制度)・賃金形態の見直し・安全奨励金の 導入・固定残業手当の支給により基本給の増額
 - ・社内風土の改善(働きやすい・風通しの良い会社)・顧客からの収受料金のアップ・施設の新設、リフォームなどで職場環境の整備・トレーニングルームなどを設けドライバーの健康増進を図っている・転職奨励金 紹介料制度・非正規雇用から正規への雇用替え制度の導入
 - ●勤務時間の削減・休日の削減が最も多い回答であった。次いで自社による免許、資格等の取得の助成制度、基本給のアップとなっている。

Q 7-(1) 下記の A ~ E の方を今年度中にドライバーとして採用する予定はありますか。あてはまるものにOをつけてください。

A. R2年3月新卒者

①ある 15 ②ない 105 ③検討中 26

C. 準中型免許 (7.5t 限定) を持っている者①ある 46 ②ない 80 ③検討中 25

26 ①ある

 B. 卒業後3年以内程度の者

 ①ある 40 ②ない 77 ③検討中 34

D. 中型免許以上 (8t 限定) を持っている女性①ある 37 ②ない 83 ③検討中 27

E. 60 才以上の中型もしくは大型免許を持っている者

中型	①ある	29	②ない	90	③検討中	29
大型	①ある	17	②ない	101	③検討中	23

Q7-(2) 下記のAまたはBの方をドライバーとして採用する場合、卒業するまでにまたは、入社するまでに準中型以上の免許の取得を求めますか。該当するものにOをつけてください。(予定で構いません)

A. R2 新卒者の準中型免許の取得

①求める 17 ②求めない(入社後に取得させる) 36 ③検討中 24

B. 卒業後3年以内程度の者

①求める 14	②求めない(入社後に取得させる) 47
③中型免許の取得を求める 10	④大型免許の取得を求める 24

Q8-(1) Q7-(1)で「ない」と回答した事業所に伺います。採用しない理由は何ですか。 該当するものに〇をつけてください。(複数回答可)

①ドライバーが足りているため	53	②準中型免許では自社のトラックを運転できないため	23
③入社後に準中型免許を取らせる予定が無いため	5	④業務内容上勤務が難しいと思うため(女性・60才以上)	23

⑤その他

- ・コロナウイルスによる業務減少のため・学校求人を出していないため
- ・定年が60才のため・60歳以上は安全のため大型以外の車両に乗せる
- ・ドライバーとして採用しないため
- ・コロナウイルスの影響で物量が減少中であり採用を見合わせているため

Q9 貴事業所の「働き方改革」に伴う取り組みについて伺います。下記に該当するものに○をつけてください (複数回答可)

①残業恒常化の要因と分析と対策	45	②業務内容の見直し	86
③業務改善システムの導入	16	④年次有給休暇の計画的付与	124
⑤長時間労働者の面接指導	21	⑥産業医等の活用	27
⑦協力会社への依頼	42	⑧手当ての増額、給与のアップ	63

⑨その他

・高速道の使用による労働時間の短縮 ・仕事がある時が忙しいのであまり忙しくない

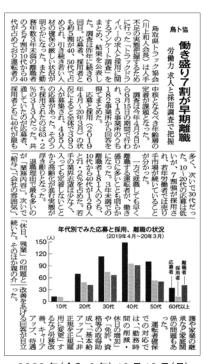
Q 10 人材確保(若者・女性)対策、コロナウイルスによる採用の取消・延期等の状況初任者運転教育、運賃料金問題などお考え、ご意見、ご提案などがございましたら自由にご記入ください。

- ・鳥取市内で受講が困難なために米子や岡山県の講習に行かしているのでフォークリフトの講習機会を増 やしてほしい。
- ・大型免許取得の助成金の金額を増やしてほしい
- ・若者が大型免許まで取得したい思うような仕組みがあればよいと思う。魅力ある業界にするにはどうすればよいのか真剣に考えなければならない。
- ・2020年に入り、徐々に仕事量が減り、売り上げに影響が出ている。高速道路の無料開放や軽油引取税等の大規模な政策を期待
- ・コロナウイルス対策 マスク・消毒液の不足 他県のように無料配布を求める
- ・運送業以外の他の業種からの入社希望はまず小型や2トンから乗務させスキルアップを図っている。
- ・運転者の指導、監督のための指導 1366 号初任運転者教育時 DVD で対応できるものがあれば助かる
- ・運転免許取得による助成金・乗務員対象の安全教育を開催してほしい (エコドラ以外で)
- ・運賃が上がれば給与水準も上がります。給与が増えれば多少労働時間が伸びても人材は集まります。
- ・運転手の待遇改善のため、適正運賃を収受できるよう、業界全体で最低運賃を底上げし、荷主に対し強制力を持って対応できるようになることを期待します。
- ・ダンプ業務に関しての運賃の計算方法などのセミナーを開催してほしい
- ・コロナウイルスによりかなりの影響が出てますが予防対策に取り組み、困難を乗り切りたい。人材確保 には困難な状況であり、情報を協会から届けてもらいたい
- ・既存の職員(特に事務職員)の時短の対応が緊急の最重要課題として取り組んでいる。
- ・セミナーの希望は特別ありませんが、運賃の設定が一般的なものと違っており、こちらの交渉力がない。荷主の一方的な提示になってしまい、収益の面では困っています。

アンケートのご協力ありがとうございました。



2020年(令和2年)10月20日(火) 物流ニッポン



2020 年(令和 2 年) 10 月 19 日(月) 日本流通新聞

試乗体験オープンカンパニーに参画

鳥ト協では令和2年10月17日(土)鳥取市のイナバ自動車学校で一般の求職者を対象に、運送業の魅力を伝える オープンカンパニーに参加しました。

本事業は今年度より鳥取商工会議所の呼びかけで、トラック、バス、タクシーの業種の垣根を越えて、普段の生活 の身近にある運送業のことを知ってもらい、運送業界の魅力を感じてもらう機会を設けることを目的に鳥取市内で 2回目の開催となりました。

当日はトラック協会より日ノ丸西濃運輸㈱、因伯通運㈱、日本通運㈱の3社に参加協力を頂き、トラック運送業 の業界説明並びに仕事の魅力紹介を行い、イナバ自動車学校の車両を使用してトラック、バス、タクシーそれぞれの 試乗体験、事業用の車両の展示、各社就職相談ブースを設けて個別に会社の紹介を行いました。

当日は女性2名を含む10名が参加し、熱心に試乗体験、就職相談を行って頂きました。



挨拶をする 鳥取商工会議所 運送業小委員会 涌本委員長



業界説明をする 日ノ丸西濃運輸㈱ 森岡氏



仕事の魅力紹介を行う 日本通運㈱ 森田氏(女性ドライバー)



就職相談ブースの様子



事業用車両の展示で説明

議所と県、中国運輸局、業を確保しようと鳥取商工会もらい、若手や女性の人材 をアピールした。 もある」など、 性ドライバーは 界団体が開いた。 ける環境だということを初 メージだったが女性でも働 丸山佑未さん(26)は 条件や福利厚生を参加者に めて知った」と話していた ックは車中泊などきついく 運転。琴浦町丸尾の会社員 に教わりながらバスやトラ だけじゃなく日帰りの仕事 したことがない」 連送業界への就職を考えて ック、UDタクシーなどを 乗車体験では教習指導員 企業の採用担当者が労働 ドライバー不足が深刻な トラックの現役の女 働きやすさ 「車中泊は 長距離 トラ

スの運転を体験する

乗車体験を通し運送業界の 学校で開かれた。参加者は 鳥取市里仁のイナバ自動市 ト実行委員会主催)が17日 送業オープンカンパニー 解消に向けたセミナー 仕事の魅力を体感した。 働きやすさP 若 (運送業界応援プロジェク 運送業のドライバー不足 者 女 性 に

画したドライバー職をPR 日、地元経済団体などが企 は7

会(川上和人会長)は17【鳥取】鳥取県トラック

運送業をPRイベント参加

するためのイベントに参加

した。トラック、バス、タ

と、鳥取商工会議所(児島のことを知ってもらおうのことを知ってもらおう

2020年(令和2年)10月22日(木) 日本海新聞

ライパー 仕事の内容を説明するド

各社が協力した。 運送会社への跳腹を希望 運送会社への跳腹を希望 連送会社への跳腹を希望 会では、美術品輸送専用車 会では、美術品輸送専用車 会では、美術品輸送専用車 会では、美術品輸送専用車 会では、美術品輸送専用車 会では、美術品輸送専用車 会では、美術品輸送専用車 会では、美術品輸送専用車 会では、美術品輸送専用車 のながとを説明した。 ち、鳥取市のイナバ自動車ープンカンパニー」と銘打「乗車体験! 運送業才 丸西濃運輸(仲島宏政社長、鬼取市)、日ノ 年から始まった事業。 する」としている。 界からは、因伯通運 と車両が集結。 学校を会場に3業界の企業 社してもらえるよう、 同)、日本通運山陰支店の 鳥ト協では「1人でも多 トラック業

2020年(令和2年)10月27日(火) 物流ニッポン

小学生を対象にした学校キャラバン隊に参画

令和 2 年 9 月 29 日 (火) 鳥取市立富桑小学校の 5・6 年生 47 名を、令和 2 年 10 月 6 日 (火) 鳥取市立若葉台小学 校の6年生49名を対象に、運送業の魅力を伝える学校キャラバン隊に参加しました。

本事業は昨年度より鳥取商工会議所の呼びかけで、トラック、バス、タクシーの業種の垣根を越えて、普段の生活 の身近にある運送業のことを知ってもらい、運送業界の魅力を感じてもらう機会を設けることを目的に鳥取市内小学 校での開催となりました。

トラック協会では、日本通運㈱、日ノ丸西濃運輸㈱の協力頂きトラックを学校前庭に用意し、各種運送業が日常生 活に不可欠な仕事である事の説明を行った後、参加各社の担当者や現職ドライバーの方から仕事の楽しいところなど について説明を行ったところ、説明後の質問も多数有り、楽しく運送業の事を学習してもらいました。

続いて各種車両に触れる体験として、参加生徒に荷台や運転席・助手席への体験乗車を行いました。 参加生徒にとって貴重な体験となったことと思われます。

9月29日(火) 鳥取市立富桑小学校



挨拶をする 涌本鳥取商工会議所 運送業小委員長



仕事の説明をする 日ノ丸西濃運輸㈱ 稲田氏



トラックの説明をする 日本通運㈱鳥取事業所 山根氏





講演等の状況

市湖山町東5丁目)の山根

日本通運鳥取支店(鳥取

別授業を企画した運送業界

役割や魅力学ぶ 大型車乗り込

。目を輝かせながら、

鳥取・若葉台小訪問運送業キャラバン隊

名前の由来は」「1日どれ 観察。「トラックやバスの 通信などの仕組みを間近で アの開閉やスロープ、無線 クなどの運転席に乗り込ん

運送業界の役割や魅力を|くらい走りますか」などと

も倍より1・65浮高く、

生活を支える仕事の魅力に

は3・10倍で、

全業種1



トラックの説明をする 日ノ丸西濃運輸㈱ 平野鳥取支店長

っ越し用荷台も見学した。 族分の荷物を収納できる引

バックモニターや、4人家 ラックの運転席でハンドル る」と胸を張った。 **うノートやペンをトラック** を握り、後方を確認できる さんの生活に役立ってい で運んでいると明かし、「皆 篤弘さん(42)は、児童が使 児童たちは同社の2ヶト 会の委員長で因伯通運応援プロジェクト実行委員

の子どもたちが業界に関心 社長(53)は「一人でも多く くれたらうれしい」と願 を持ち、将来的に就職して (同市南栄町) の涌本知彦 た。5、6年生44人が日常 沿の市立富桑小学校であっ 心を高めてもらうための特 スといった運送業界への関 Ø授業が29日、鳥取市西品 運送業に関心持って トラックやタクシー、バ **農駅**:トラック操作体験

と話した。 き、運送業に興味がわいた 運送業界の有効求人倍率

役立っていることを実感で (11)は「自分たちの生活」 6年生の下田星奈さ・



2020年(令和2年) 9月30日休) 山陰中央新報

日、鳥取市若葉台南2丁目 タクシーの運転手らからじ 生49人が、トラック、バス、 の若葉台小を訪れた。6年 ャラバン隊2020」が6 小中学生に伝える「学校キ 単体験を通し、 かに心得を教わる学習や乗 運送業の仕

ですごいと思った」と話し 白そう。人の役に立つ仕事 大きな車を運転するのが面 くさんのボタンを操作して 質問していた。 松森佳乃さん(12)は「た

|インタクシー、大型トラッ|型バスやユニバーサルデザ している。 信を目的に昨年度から実施 心喚起や就業促進、 画。若年者の運送業への関ロジェクト実行委員会が企 政でつくる運送業界応援プ シー協会、県バス協会、 ック協会、県ハイヤータク 鳥取商工会議所、 乗車体験では、 、児童が大 、魅力発 、県トラ

鳥取市若葉台南2丁目のドルを握る児童=6日、大型バスの運転席でハン 事について学んだ。

鳥ト協■学校キャラバン隊

2020年(令和2年)10月7日(水) 日本海新聞

トラックが運んでいる」 が使ろノートやペンも、 と説明。5、6年生44人 った。 乗や荷台の見学などを行 が参加し、運転席への試 バーの山根篤弘氏が仕事

ラックを用意し、ドライ る。 (矢野孝明)日本通運鳥取支店がト 市の別の小学校で行われ 9年から継続実施してい後、10月6日と11月 伝える」と銘打ち201 同様の取り組みは今 中学生に運送業の魅力をうれしい」と話した。 「学校キャラバン隊~小 業界に就職してくれたら 12月3日にそれぞれ鳥取

愛するプロジェクトで、多くの子供が、将来この 界のドライバー確保を応 本知彦社長は「1人でも 界のドライバー確保を応 本知彦社長は「1人でも ックやパス、タクシー業 因伯通運(鳥取市)の涌 経済団体、鳥取運輸支局、た。また、このプロジェった。鳥ト協のほか地元った」などと感想を述べ 県などが連携して、 トラ クト実行委員長を務める 桑小学校で出前授業を行 き、運送事業に興味を持 は9月29日、鳥取市立富っていることを実感で 2協会(川上和人会長) [鳥取] 鳥取県トラッ 自分たちの生活に役立 授業を終えた児童は、

運送事業の魅力伝え トラック試乗&荷台見学



2020年(令和2年)10月16日(金) 物流ニッポン

鳥ト協「標準的な運賃」普及セミナー開催される(東部地区)

鳥取県トラック協会は全日本トラック協会との共催で鳥取市のとりぎん文化会館において、本年4月に国土交通省から告示された「標準的な運賃」の考え方やその適用方法などについて会員事業所に普及を図り、荷主等との交渉に活用いただくためのセミナーを開催いたしました。

セミナーでは中国運輸局鳥取運輸支局の久保 博嗣 首席から「標準的な運賃」の趣旨、目的、概要等についての説明があり、続いて㈱日通総合研究所の金澤 匡晃 氏から「標準的な運賃」を活用する場合の運賃料金変更届け出書の作成方法や、運賃活用の際の適用ルールとなる運賃料金適用方の作成等についての具体的な説明が行われました。

日時	会 場	参加人数
令和 2 年 10 月 14 日 (水) 13:30 ~ 16:30	とりぎん文化会館 第一会議室 鳥取市尚徳町 101 - 5	46 名

一内容一

「標準的な運賃」の告示の概要について

講師:中国運輸局鳥取運輸支局 首席運輸企画専門官 久保 博嗣 氏

「標準的な運賃」の告示内容及び活用方法について

講師:株式会社日通総合研究所 プリンシパルコンサルタント 金澤 匡晃 氏



挨拶をする 鳥ト協 前田専務



「標準的な運賃」の概要等について説明する 鳥取運輸支局 久保首席



告示内容及び活用方法について説明する (株)日通総合研究所 金澤氏





セミナー会場の様子



参加者の皆さん

鳥ト協 原価意識実践セミナーを開催

さる 10 月 9 日、鳥取県トラック協会と全日本トラック協会の共催により、東伯郡 琴浦町のまなびタウンとうはくにおいて「原価意識実践セミナー」を開催いたしました。

今回のセミナーは、生産性と収益力の向上のために原価計算を活用できるようにすることを目的とし、講師に日本 PMI コンサルティング㈱ 代表取締役社長 小坂真弘 氏を迎えてご講演いただきました。セミナー参加者はさまざまな事例による原価計算の方法を学びました。セミナーの中で小坂先生は「標準的な運賃の基礎となる原価計算の基本演習、原価計算をしっかりと身に着けて運賃交渉の武器としてもらいたい」と述べられ、原価計算の重要性を強調されました。

セミナーの概要は以下のとおり。

		· · ·	
地区	日時	会場	参加人数
中部	令和2年 10月9日(金)	まなびタウンとうはく 研修室(東伯郡琴浦町徳万 266-5)	13 人



- 1. 原価計算の基礎 (基礎編)
- 2. 原価計算の実践(実践編)
- 3 標準的運賃の考え方を用いた原価計算結果の活用(活用編)



開会挨拶をする 鳥ト協 前田専務



日本 PMI コンサルティング㈱ 代表取締役 社長 小坂真弘氏

熱心に電卓で計算をする

参加者の皆さん

エコドライブ講習会を開催(西部地区)

さる 10 月 3 日、西部地区でいすゞ自動車中国四国㈱と岡山県貨物運送㈱米子主管支店の協力のもと、「エコドライブ講習会」を開催しました。

講習会では、まず受講者全員に通常走行をしてもらい、燃費を計測しました。続いて座学で発進・加速でのアクセルの踏み過ぎやギア位置による燃費の違い、燃費を節約できる減速の方法など、エコドライブについて講義を受けた後、会場周辺の道路をエコドライブで実際に走行してもらい、燃費を計測しました。

エコドライブ走行での燃費を通常走行での燃費と比較した結果 $10.0\sim52.2\%$ の燃費向上が見られ、受講者はエコドライブ運転の必要性を認識して講習会を終了しました。

講習会の状況は次のとおりです。

1. 地区別実施状況

ſ	区分	開催日	開催場所	受講人員
	西部地区 (2t 車使用)	10月3日(土)	岡山県貨物運送㈱米子主管支店・周辺道路 米子市流通町 430-13	15

2. エコドライブ運転・燃料費節約効果及び CO2 削減効果 (年間期待効果)

2トン車使用の全体平均値(15名)西部会場

	通常運転	エコドライブ	燃費向上率
燃費(km /キス)	7.61	9.57	25.7 %

(年間走行距離: 70,000km、燃料単価):100円/L、保有台数:24台の場合)

年間の	通常運転	(年間走行距離 ÷ 通常運転燃費) × 保有台数	220,752 ¦%
燃料消費量 エコドライブ		(年間走行距離÷エコドライブ運転燃費)× 保有台数	175,560 ให้
年間燃料費節約量		通常運転消費量-エコドライブ消費量	45,192 วิว
年間燃料費節約金額		年間燃料節約量 × 燃料単価	4,519,200 円
年 間 CO2 削 減 量		年間燃料節約量 ×2.58	116.7 ^ト ン
杉の木換	算 本 数	年 間O2 削減量 ÷14.4	8,101 本



挨拶をする 鳥ト協 前田専務



挨拶をする 米子支店 手嶋支店長



座学の様子



エコドライブについて講義をする 白草講師





エコドライブでの走行

陸災防「高年齢労働者に配慮した陸運業のための労働災害防止対策セミナー」開催される

さる 10 月 20 日、陸災防鳥取県支部は、倉吉市の新日本海新聞社中部本社ホールにおいて、「高年齢労働者に配慮 した陸運業のための労働災害防止対策セミナー」を開催し、30 名が受講しました。

研修会に先立ち、陸災防鳥取県支部の前田事務局長より開会挨拶された後、鳥取労働局健康安全課課長平井美敏氏より陸運業における労働災害についての説明があり、陸災防本部の堀野弘志安全管理士からトラック荷台での積荷の安全・適切な固定・固縛作業についての講習がありました。

研修会の中では、積付け・固縛危機の取り扱いについて説明した後、それに起因する労働災害の具体的事例をDVD等を活用した映像資料等を交えながら取り上げ、労働災害防止対策にむけた注意事項について解説がありました。怪我の原因として慣れた作業から来る油断、積付け・固縛機器の経年劣化や誤った使用方法であり、作業前の点検と作業前の手順の確認、手順に沿った作業が大変重要であることを強調されました。

日 時	会 場	参加人数
令和 2 年 10 月 20 日 (火)	新日本海新聞社 中部本社ホール	20 🗸
$13:30 \sim 16:30$	倉吉市上井町1丁目 156	30 名

一内容一

鳥取労働局健康安全課 課長 平井 美敏 氏 陸運業における労働災害の状況等について

陸上貨物運送事業労働災害防止協会本部安全管理士 堀野 弘志氏 高年齢労働者の労働災害防止対策について(高齢者ガイドラインの概要)

積付け・固縛機器取り扱いの注意

荷締機の不備による労働災害及びその対策

荷役作業安全ガイドラインの概要



陸運業における労働災害について説明をする 鳥取労働局 平井健康安全課長



適切な固定・固縛作業の講習をする 陸災防本部 堀野安全管理士



セミナー会場の様子

児童絵画コンテスト受賞作品決まる

「トラックの日」(10月9日全国統一行事)にちなんだイベントの一環として、将来を担う子供たちに絵画を募集し、 鳥取県下 121 校の小学校へ案内を行い 16 校から 269 点の応募がありました。

これらの作品については去る9月30日に鳥取県小学校教育研究会図画工作部会・鳥取運輸支局・鳥取県警察等関係機関に審査を依頼し、次の5点が受賞作品に選ばれました。

佳作以上の25点については12月14日から27日の間、鳥取市役所の情報スペースで展示されました。





『トラックの日』児童絵画コンテスト入賞作品

鳥取県知事賞



どこでもはこぶよ! とっとりフルーツ 倉吉市立上北条小学校 1 年 **長石 怜奈** さん

鳥取県警察本部交通部長賞



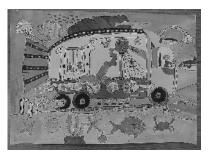
にじの上にのぼって世界を見たいな 境港市立上道小学校 1年**美甘咲貴**さん

鳥取運輸支局長賞



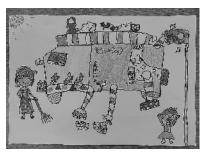
夢のトラック 八頭町立郡家西小学校 3年 **盛田 大貴** さん

小学校教育研究会図画工作部会長賞



トラックの日 琴浦町立八橋小学校 1 年 **松田 隆之介** さん

鳥取県トラック協会長賞



そうじトラック 鳥取市立福部未来学園 2 年 **釜谷 美羽音** さん

児童絵画コンテスト受賞作品 鳥取市役所情報スペースで作品展示

「トラックの日」(10月9日全国統一行事)にちなんだイベントの一環として実施している、「児童絵画コンテスト」優秀作品 25 点の展示会を、とりぎん文化会館で開催いたしました。

これらのイベントを通してトラック運送事業のはたらきをアピールするとともに、トラック運送事業が社会との共生を目指して地球環境の保全や交通事故の防止に努力していることを広く社会に理解してもらうことを目的に開催し、作品展示がしてある児童や家族など、多数の来場者がありました。

今年で28回目

主 催 一般社団法人鳥取県トラック協会 応募点数 鳥取県下16 小学校から 269 点

選考会 令和2年9月30日

展示作品 優秀作品 5点

鳥取県知事賞、鳥取県警察本部交通部長賞 鳥取県小学校教育研究会図画工作部会長賞 鳥取運輸支局長賞、鳥取県トラック協会長賞

佳作 20 点

展示場所 とりぎん文化会館フリースペース 展示期間 令和 2 年 10 月 14 日~ 10 月 27 日





陸上貨物運送事業労働災害防止協会鳥取県支部長表彰を受賞

例年、鳥取県安全衛生大会で行われている表彰式ですが、コロナウイルス感染拡大防止のため中止となりましたが、 受賞者の各事業所にお伺いさせていただき、伝達式を行わせていただきました。

受賞者の皆様に心からお祝い申し上げますとともに、今後、益々のご活躍をお祈り申し上げます。

令和2年度陸上貨物運送事業労働災害防止協会 鳥取県支部長表彰受賞事業場

<安全関係>

株式会社澤寿運輸 (鳥取市) 有限会社小椋運送 (東伯郡) 有限会社橋尾建設 (米子市) 三光エナジーサービス株式会社 (境港市)



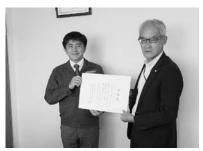
有小椋運送 小椋社長



(有)橋尾建設 橋尾社長(左) 鳥ト協 宮崎次長(右)



株)澤寿運輸 澤田社長(右) 鳥 ト 協 前田専務(左)



三光エナジーサービス㈱二岡社長(左) 鳥ト協 日野所長(右)

初任運転者教育安全運転研修を開催

鳥ト協では、去る10月22日(木)鳥取市のイナバ自動車学校、10月6日(火)米子市の米子自動車学校において初任運転者を対象とした安全運転研修を開催しました。

本研修は、貨物自動車運送事業安全規則第10条第2項の規定に基づき、新たに雇い入れられた新任ドライバーの方を対象に義務付けられている、15時間以上の座学・実車を用いた教育のうち7時間を県内3箇所(東部地区1校、西部地区2校)の自動車学校の協力を頂き行うものです。(西部地区は昨年度から開催)

今回は、県内6事業所より6名が参加して行われました。

研修会では適性検査をはじめ、トラックを運転するための心構えや、トラックの構造や特性に合わせた運転の方法などについて講義を行いました。

受講された皆様には今後の運転業務に向けて充実した講習となった事と思われます。

会員事業所の皆様におかれましては、本講習の活用をご検討頂きたくお願い申し上げます。







米子自動車学校の様子

令和2年度 引越基本・管理者講習会を開催

令和2年10月19日(月)20日(火)の2日間、(一社)鳥取県トラック協会は、琴浦町生涯学習センター「まなびタウンとうはく」において、利用者サービスのレベルアップを図ることを目的とした標記講習会を開催しました。

引越講習は「引越事業者優良認定制度」の認定要件の一つとなっており、『申請基準日の過去3年以内の引越管理者講習修了者』を引越に関わる全ての事業所に配置させる必要が有ります。

19日の基本講習会では(公社)全日本トラック協会認定講師 山城戸 氏より引越の現状や下見、見積の知識、クレーム対応、引越作業など引越の実務に関する内容に加え、引越運賃・料金、標準引越運送約款等の改正点について説明があり、運賃料金設定変更届の提出や、新たな標準引越運送約款の掲示について説明され、受講者の方々はテキストにマーカーを記すなど、真剣な面持ちで講習を受けている様子が随所に窺えました。

20日の管理者講習では(公社)全日本トラック協会認定講師 山城戸 氏が進行役で、受講者が5つのグループに分かれ「賠償問題についてのトラブル事例」等をテーマに引越業務で発生が考えられるトラブル事例について、解決に向けての対応方法や、トラブルに対応した法令の確認等活発な意見が交わされました。

各講習会の終了後は、レポートとアンケートを記入し、受講者全員に修了証が交付されました。



引越基本講習の様子



管理者講習会の参加者



グループ討議の様子

令和2年度鳥取県貨物自動車運送適正化事業実施機関 第1回「評議委員会」を開催

令和 2 年度第 1 回適正化事業評議委員会が、10 月 12 日 (月) 10 時 00 分より鳥取ワシントンホテルプラザにおいて開催されました。

この委員会は、適正化事業実施機関の組織・運営の中立性・透明性を確保し、適正化事業の公正・着実な推進を図るため、平成 15 年度から年 2 回開催しています。

委員会の構成は、学識経験者、マスコミ関係者、荷主関係者、労働組合関係者、一般消費者関係者、貨物運送事業者関係者から評議委員6名、参考人として国土交通省中国運輸局から片岡鳥取運輸支局長、久保首席運輸企画専門官の2名、適正化事業実施機関から川上本部長以下7名の合計15名です。

委員会は適正化実施機関川上本部長の挨拶・片岡鳥取運輸支局長の挨拶に続き鳥取大学・柗見学長顧問を議長に 選任し、議事次第に従い議事に入りました。

まず、適正化事業実施機関から「令和2年度適正化事業活動方針」「令和元年度適正化事業の巡回実績について」「令和元年度・令和2年巡回指導項目ごとの指導状況について」、報告事項として「令和2年度貨物自動車運送事業安全性評価事業申請状況について」「令和2年重大事故発生状況」について説明があり、鳥取運輸支局からは、「貨物事業者監査件数及び行政処分状況」「道路交通法違反(108条通報)件数」「改正貨物自動車運送事業法に基づく標準的な運賃について」の説明がありました。

その後、意見交換に移り、出席委員から活発な意見が寄せられました。

今後の適正化事業に反映して行きたいと考えます。

鳥取県貨物自動車運送適正化事業実施機関評議委員会

{評議委員}

(順不同・敬称略)

機関代表者	組織名・役職名		氏	名	
学識経験者	鳥取大学 学長顧問	柗	見	吉	晴
マスコミ関係者	株式会社新日本海新聞社 取締役 専務執行役員	田	中	仁	成
荷主関係者	トミタ電機株式会社 代表取締役社長	神	谷	哲	郎
労働組合関係者	全日本運輸産業労働組合 鳥取県連合会執行委員長(全日通労組)	山	﨑		陸
一般消費者関係者	鳥取市女性の森グループ副代表	小	谷	邦	子
貨物運送事業者関係者	鳥取県貨物運送事業協同組合連合会副会長 吉田運送(有)代表取締役社長	吉	田		栄

{参考人}

国土交通省中国運輸局	鳥取運輸支局支局長	片 岡 俊 一
国工人應目「国建制用	局以建制义内义内区	/ 四 反
国土交通省中国運輸局	鳥取運輸支局 首席運輸企画専門官 (輸送・監査担当)	久 保 博 嗣



挨拶をする 適正化実施機関 川上本部長



挨拶をする 鳥取運輸支局 片岡支局長



議事を進行する 柗見委員長



意見交換をする 田中委員



意見交換をする 山﨑委員



適正化事業委員の皆さん

新 聞 紹| 記 事Ⅰ の

会(川上和人会長)は新型コ 後、9月中に全会員の事業所 クは様々な荷物を運ぶため24 [鳥取]鳥取県トラック協 県境港市)で贈呈式を開いた ナ禍で大変な時でも、トラッ 海陸運送(属敏宏社長、鳥取第1弾として9月15日、境港 ロナウイルス感染対策とし 液を配布することを決めた。 数分の携帯用アルコール消毒 会員に携帯用 全会員の保有トラック台 全車両分の ライバーが携行できる100 ジリットル入りサイズのスプ が高いと判断し、業務中のド を巡回して配った。 毒 液

川上会長医から消毒液を受け

鳥卜協

アルコール消毒液のニーズ っている。 感染対策に何が良 計 5000 本 液を選んだ」と説明。 いか相談し、常備できる消毒 時間止まることなく全国で走 受け取った属社長は「収束

PRする機会にもなった。

贈呈式で、川 社、合計車両数311 5千台余りで、 全車両に1本ず 上会長は「コロ つなげたい考えだ。 ィアでも紹介され、トラック 業界の感染対策や安全輸送を なお、式の様子は地元メデ

リングも行い、今後の対策に 時に現在の業況に関するヒア 所もある。ポケットにも入る が会員各社を回って配布。 輸送に努めたい」と応じた。 が有効活用して安心・安全な 大きさなので、各ドライバー れると感染対策が十分でない この日を皮切りに、事務局

2020年(令和2年)10月2日(金) 物流ニッポン

り花回廊」に設けられたト 月26日、伯耆町の「とっと 西部地区を中心に多くの 下草刈り汗流す 【鳥取】鳥取県トラック (川上和人会長) は日 鳥卜協 トラック共生の森で りを行った。 ラック共生の森で、 、下草刈 トラック共生の森環境保全事業 理協定を結び、年2回の3者で森林保全・管 花回廊内にある森林12 を流した。また、新型

添え木の補修などに汗 し、下草刈り、傷んだ ッフも含め26人が参加関係者や県、町のスタ やマスク着用、作業者 防に努め、手指の消毒 コロナウイルス感染予 続く今年2回目。 策を講じた。 の距離の確保などの対 会員を中心とした協会 いる。この日は6月に 実施する計画となって 雨の中、西部地区の

2020年(令和2年)10月13日(火) 物流ニッポン

の中にあった今春、 輸社長/はこのほど、や医療関係の施設へ |物流事業者の感染予|上和人会長、川上蓮 |ほど調達。学校給食 |や経済活動を支える|上和人会長、川上蓮 |ほど調達。学校給食 |や経済活動を支える| 鳥ト協は知事に申し 081台に対して、|者から優先的に配布 消毒液を配布した。 携帯用のアルコール 人れ、県が備蓄する コロナ感染の混乱 全車両に消毒液配布 |会員の全車5||の出入りがある事業 鳥卜協 会員の要望に応える した。また、マスク一せないという会員か 手渡す川上会長(左) 会員代表に消毒液を 防策として、業務中 の手指の消毒は欠か 旋も行ったという。 や消毒液の購入の斡 今回の全会員、全 で、100ピール ルコー

応えたも らの要望が

れたことに 取材やNHKでの事多く寄せら 手渡した。 地元紙の 消毒液はア | 活や経済を支えてい ル ることを一般にもア 。 感染対策を講じて生 ロラックドライバーが いた。 敏宏社長に消毒液を 陸運送の属(さっか) 上会長から会員事業 踏まえ、取り扱いの 者を代表して境港海 贈呈式が行われ、 注意書きも添えた。 が車内で使うことを なお、配布初日に

タイプ。ドライバー

『お入りのスプレ

2020年(令和2年)9月28日(月) 物流 weekly

年末年始安全運動の取組みについて

(伊藤由貴)

各種運動と設定期間	主 催	趣旨
「ゼロ災 55」無災害運動 R2.11.7 (土) ~ 12.31 (木)	鳥取労働局	年末・年始の 55 日間、労災多発期 における労災防止の徹底。
第 60 回「正しい運転・明るい輸送運動」 R2.11.16 日 (月) ~ R3.1.10 日 (日)	全ト協	年末・年始における交通事故防止、 交通公害防止、輸送秩序の確立。
「陸上貨物運送事業年末年始労働災害防止強調運動」 R2.12.1 日 火 ~ R3.1.31 日 (日)	陸災防	「第12次陸災防止計画目標達成取組強化期間」と 連動して労働災害の防止」を最重点課題とする。
年末年始の輸送等に関する安全総点検 R2.12.10 日 (木) ~ R3.1.10 日 (日)	国土交通省 全 ト 協	年末年始の繁忙期における労災防止の徹底
年末の交通安全県民運動 R2.12.14 (月) ~ 12.23 (水)	県交対協	年末の事故多発期の事故防止

協会連絡

鳥ト協職員「防災研修」による事務所の不在についてのお知らせ

鳥ト協では、大規模災害対策への対応の一環として、平成29年より関西広域連合の物資輸送にかかる組織に参画をいたしました。こうした関係もあり、**来る12月4日(金)**、境港市に所在の「美保基地」「とっとり自然環境館」等の視察研修を実施することになりました。

会員事業者の皆様にはご迷惑をおかけしますが、12月4日につきましては、米子事務所、倉吉事務所も含めて午前10時頃から不在となりますので、大変ご迷惑をおかけしますが、どうかよろしくお願いいたします。

なお、緊急時には、携帯電話 090-4650-5505 に連絡してください。

一般社団法人鳥取県トラック協会 専務理事 前田裕明

会員事業所の異動

※お願い

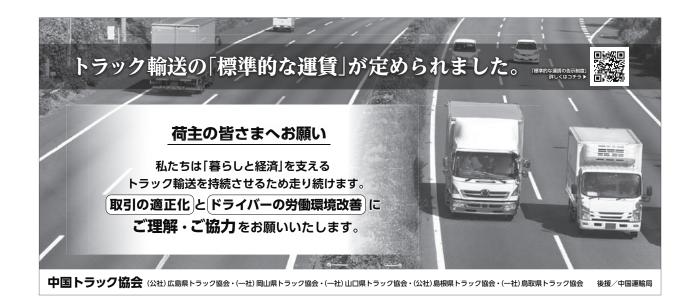
営業所や車庫の変更・移転、代表者の変更などあった場合は協会宛にお知らせ頂きますようお願いします。 (届出書類のコピー・認可状のコピーなどをFAX頂けますと幸いです)

※営業所移転 (会員名簿 P. 2)

事業者名	新・旧別	所在地	TEL	FAX
(有)川上建材	新	鳥取市南栄町 58-4	0857-53-4225	0857-53-4268
(相)川上建材	旧	鳥取市南栄町 50-1	0857-53-4225	0857-53-4268

※住所変更 (会員名簿 P. 16)

事業者名	新・旧別	所在地			
山陰すぎもと物流侑	新	米子市淀江町西原 1103-2			
四层するもと物が制	IΞ	米子市二本木 1088-1			



求荷求車情報ネットワーク (WebKIT) 成約運賃指数について

(令12年9月)

令和2年10月1日 (公社)全日本トラック協会 日本貨物運送協同組合連合会

(公社)全日本トラック協会と日本貨物運送協同組合連合会でとりまとめた、令和2年9月分の運賃指数の概要は以下のとおりです。

令和2年9月の運賃指数の概要

- 1. 令和2年9月の運賃指数は、前月比1ポイント減、前年同月比14ポイント減の117であった。
- 2. 9月末現在の求車登録件数は78,334と前年同月比67,059減(46.1%減)となった。

1. 加入者数、成約件数

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
加入者数 (ID数)	2,720	2,979	3,190	3,389	3,642	4,005	4,340	4,735	5,259	5,694	6,013
対象成約件数	116,046	118,720	126,922	142,617	162.94	180,849	206,064	273,182	277,064	288,956	121,250

※令和2年度は8月末現在

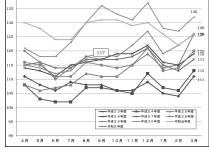
2. 荷物情報(求車)件数

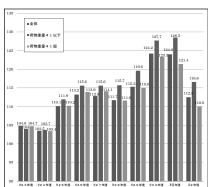
	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
登録件数	500,764	557,137	634,610	928,734	997,204	1,051,395	1,180,371	1,558,945	1,927,949	1,431,478	331,795

荷物情報(求車)	令和2年9月	前年同	月月比	前月比			
何彻旧報(水平)	市和24-9月	増減数	増減率	増減数	増減率		
登録件数	78,334	-67,059	-46.10%	7,749	+11.00%		
成約件数	22,120	-677	-3.00%	2,879	+15.00%		
成約率	28.20%	12.6 ポイント		1.0ポイント	_		

3. 成約運賃指数(月別)の推移(平成22年4月を100とする)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
平成 22 年度	100	98	96	100	105	102	101	103	107	104	104	110
平成23年度	111	108	106	109	108	108	106	106	109	105	104	111
平成 24 年度	108	103	102	102	107	107	106	105	112	107	106	113
平成 25 年度	108	106	107	108	112	111	111	115	119	114	115	126
平成 26 年度	114	113	111	115	116	117	119	119	122	116	115	119
平成 27 年度	115	116	114	114	117	117	117	118	121	115	113	117
平成28年度	116	115	111	111	116	115	114	115	121	113	114	120
平成 29 年度	115	114	112	113	118	119	118	122	127	119	122	126
平成30年度	121	118	118	123	130	136	133	131	137	128	127	132
令和元年度	130	128	124	124	130	131	131	129	130	126	122	126
令和2年度	120	116	111	113	118	117						





4. 成約運賃指数 (年度) の推移 (平成 22 年度を 100 とする)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
全 体	100	104.8	103.5	110.1	113.2	112.8	111.7	115.3	124.2	124.0	112.5
荷物重量 4t 以 下	100	104.0	103.7	111.9	115.6	115.6	115.7	119.6	127.7	128.5	116.6
荷 物 重 量 4t 超	100	104.7	103.4	110.2	113.9	114.1	111.6	115.0	123.3	121.4	111.0

※令和2年度は9月末現在

○成約運賃指数公表の背景

公益社団法人全日本トラック協会(全ト協)と日本貨物運送協同組合連合会(日貨協連)では、トラック輸送産業が国民生活、産業活動を支えるために、荷主企業等の経営管理とトラック運送事業者の事業適正化に寄与すべく、トラック運賃の直近の傾向について、「求荷求車情報ネットワーク」(WebKIT)における成約運賃をもとに概括的に指数化したものを平成25年12月から毎月公表している。

この指数は、平成22年4月を基準(年度指数は平成22年度平均を100)としたもので、データの公表については、事前に公正取引委員会と協議を行っている。

※本指数については、WebKIT における成約運賃の平均を指数化しているため、各事業者個別の運賃動向と異なる場合がある。 ※平成27年4月にWebKITシステムは日貨協連に移管されたが、本指数については、全ト協及び日貨協連との連名にて公表する。

○成約運賃指数とは 荷物情報(求車)、車両情報(求荷)それぞれの登録情報について、対象期間に成約に至った個別運賃を合計し、総対象成約件 数で除した金額を指数化したもの。

○ WebKIT とは

協同組合に加入する中小トラック運送事業者のための求荷求車情報システムで、インターネットを利用して、荷物の輸送を依頼する側と保有する車両を活用したい運送事業者側が、それぞれ情報登録を行い、お互いにマッチすれば成約に至る。本システムにより、帰り荷や傭車の確保、季節波動へ対応し、輸送効率の向上と環境負荷軽減を目指している。

※平成26年4月より集計方法を変更し、本指数については、速報値をもとに集計しております。 なお、後日、確定値を基に再集計し直すため、過去の数値、指数の一部が修正される場合があります。

> ◇お問い合わせ先 経営改善事業部 金子・大橋・長嶋 TEL 03-3354-1056

適正化事業・巡回指導報告書

令和2年9月実施分

事業所	通常	新規	特別	合計	鳥取県貨物自動車運送適正化事業実施機関	川上部長
巡回件数	20 件	2件	0件	22 件		
パトロール	延出動台(1	∃)数		16 台		

1 事業計画等	○ (1)主 (② (② (③) (④) (⑤) (⑥) (⑥) (⑥) (⑥) (⑥) (⑥) (⑥) (⑥) (⑥) (⑥	主たる事務所・営業所 (注) 事業用自動車 (注) 事業用自動車 (注) 小動・睡眠施設位置能力 (本憩・睡眠施設管理保守 (注) 日本 (注)	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	
(2) 事業用自動車 (2) 事業用自動車 (3) (2) 事業用自動車 (4) 体盤・睡眠施設位置能力 (5) 体憩・睡眠施設位置能力 (5) 体憩・睡眠施設位置能力 (5) 体憩・睡眠施設位置能力 (5) 体憩・睡眠施設位置能力 (7) 白トラ (6) 在書車 (2) (2) 事故報告書 (1) 事故記録 (2) 事故報告書 (2) 事故報告書 (3) 通報者告帳 (3) 事故報告書 (3) (4) 事前台帳 (4) 事前台帳 (4) 事前台帳 (5) 連子管理者證任 (2) 連子管理者證任 (2) 連子管理者證任 (3) 運行管理者證明 (1) 運行管理者證明 (4) 運転者の確保 (3) 運行管理者證明 (4) 運転者の確保 (5) 運行管理者證明 (5) 運行管理者證明 (7) 原務記録 (6) 過營時止 (2) 第一分 (5) 過營時止 (2) 第一分 (5) 過營時止 (2) 第一分 (5) 過營時上 (2) 第一分 (5) 國營時上 (2) 第一分 (4) 国际音話录 (5) 原務記録 (4) 日本音話表 (5) 整備管理程序 (5) 第一分 (5) 第一	○ (1)主 (② (② (③) (④) (⑤) (⑥) (⑥) (⑥) (⑥) (⑥) (⑥) (⑥) (⑥) (⑥) (⑥	主たる事務所・営業所 (1) 事業用自動車 (1) 事業用自動車 (2) 外憩・睡眠施設位置能力 林憩・睡眠施設管理保守 (3) 日本 (3) 日本 (4) 日本	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	3
(②)事業用自動車 (③)休憩・睡眠施設位置能力 (⑤)休憩・睡眠施設管理保守 (⑥)協出事項 (⑥)(19 トラ (⑥)協出事項 (⑥)(19 トラ (№)(19	(②) (③)自((④) (⑤)内((⑤)内((⑥)内((⑥)内((⑥)内((⑥)内((⑥)内((⑥)内(シ)事業用自動車 自動車車庫 シ)休憩・睡眠施設位置能力 木憩・睡眠施設管理保守 届出事項 白トラ 名義貸し等 佐備、報告等 事故記録 シ)事故報告書 亜転者台帳 シ)車両台帳 事業報告書等 連行管理規程 シ)運行管理者選任 運行管理者選任 	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	3
○ (3)自動車車庫 0 ((4)外®・睡眠施設管理保守 0 ((5)協生・睡眠施設管理保守 0 ((5)協生・睡眠施設管理保守 0 ((7)自トラ 0 ((8)名養住・等 0 ((2)事故報告書 0 ((3)運転右台帳 0 ((4)事門台帳 0 ((5)海脊衛計事等 2 ((2)運行管理規程 0 ((2)運行管理措置 0 ((3)運行管理書置 1 ((3)運行管理者置 0 ((3)運行管理者置 0 ((5)過勞防止 2 ((6)過營數 ☆ ((7)点呼の実施 2 ((8)東衛治経 0 ((9)運行請決計 ☆ ((1)身別指導 2 ((1)付別会確保指導 2 ((1)付別者性診析 4 ((2)整備管理基置任 0 ((2)整備管理基置任 0 ((2)整備管理基配任 0 ((2)宣教備管理基配任 0 ((2) (2)整備管理基配任 0 ((2)運業債等 2 ((2)運業債等 2 ((2)運業債等 2 ((2)運業債等 2 ((3)運業等 2	○ (3)自 (④ (④ (⑤)内 (⑥)加 (⑥)加 (⑥)加 (⑥)加 (⑥)加 (⑥)加 (⑥)加 (⑥)加	自動車車庫 (2)) 休憩・睡眠施設位置能力 木憩・睡眠施設管理保守 届出事項 (3) トラ (4) 表養貸し等 (5) (6) (6) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 2	3
(43) 休憩・睡眠施設位置能力 (5)休憩・睡眠施設位置銀守 (6)届出事項 (7)自トラ (8)名義貸し等 (1)事故影響 (1)事故影響 (22)事故報告書 (3)運転者白帳 (3)運転者白帳 (43)事両台帳 (5)事業報告等 (1)運行管理規程 (23)運行管理規程 (43)運転者の確保 (43)運転者の確保 (43)運転者の確保 (43)運転者の確保 (43)運転者の確保 (44) (45)運転選 (45)運転運転 (46)日常点検 (47)運転運転 (47)運転運転 (47)運転運転 (48) 日間に収 (47)運転運転 (48) 日間に収 (48)	(④) (⑤)府(6)店(7)店(8)名 (1)専 (2) (3)選 (4) (5)専 (1)選 (2) (3)選 (4) (5)は (2) (5)は (4) (5)は (4) (5)は (5)は (4) (6)は (7)店(8) (8) (9)選 (9)選 (0)選 (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	 (か) 休憩・睡眠施設位置能力 木憩・睡眠施設管理保守 届出事項 日トラ 名義貸し等 (備、報告等 事故記録 (沙) 事故報告書 運転者台帳 (沙) 車両台帳 事業報告書等 (運行管理規程 (沙) 運行管理者選任 運行管理者選任 	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 2	3
(5)休憩・睡眠施設管理保守	(5)州 (6)届 (6)届 (7)自 (8)名 II. 帳票類の整 (1)事 (2) (3)選 (4) (5)事 III. 運行管理等 (1)選 (2) (3)選 (4) (5)避 (5)避 (6)避 (7)点 (6)避 (7)点 (8)男 (9)選 (0) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	 本憩・睡眠施設管理保守 出事項 白トラ 乙義貸し等 (備、報告等 事故記録 (沙事放報告書) 運転者台帳 (沙)車両台帳 事業報告書等 (連行管理規程 (沙)運行管理者選任 運行管理者選任 	0 0 0 0 0 0 0 0 0 2	3
(6)届出事項	(6)届 (7)百 (8)名 II. 帳票類の整 (1)事 (② (3)週 (④ (5)事 III. 運行管理等 (1)週 (② (3)週 (④ (3)週 (④ (3)週 (④ (5)事 (1)週 (② (3)週 (② (3)週 (④ (3)週 (④ (3)週 (④ (3)週 (④ (3)週 (④ (3)週 (③ (3)週 (④ (3)週 (④ (3)週 (③ (3)週 (③ (3)] (3)] (3)] (3)] (4) (5)] (5)] (6)] (6)] (6)] (6)] (6)] (6)] (6)] (6)] (6)] (6)] (6)] (6)] (6)] (6)] (6)] (6)] (6)] (6)] (7)] (7)] (7)] (8)] (9)] (9)] (1)]	国出事項 白トラ 名義貸し等 備、報告等 事故報告書 運転者台帳 沙) 車両台帳 事業報告書等 連任管理規程 ジ) 運行管理者選任 運行管理者選任	0 0 0 0 0 0 0 0 2	3
GiRi出事項	(6)届 (7)百 (8)名 II. 帳票類の整 (1)事 (② (3)選 (④ (5)事 III. 運行管理等 (1)選 (③ (3)選 (④ (5)部 (③ (3)選 (④ (5)部 (○ (5)認 (○ (6)認 (○ (7)点 (8)男 (9)選 (0) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	国出事項 白トラ 名義貸し等 備、報告等 事故報告書 運転者台帳 沙) 車両台帳 事業報告書等 連任管理規程 ジ) 運行管理者選任 運行管理者選任	0 0 0 0 0 0 0 2	3
○ (7)白トラ 0 ○ (8)名義貸し等 0 Ⅱ、(聚類の整備、報告等 0 ((2)) 事故報告書 0 ((3)) 車両台級 0 ((3)) 車両台級 0 ((3)) 連行管理等 2 ((3)) 運行管理者選任 0 ((3)) 運行管理者諮習 1 4 ((3)) 運行管理者諮習 1 4 ((3)) 運行管理者諮習 1 4 ((3)) 通前報 ☆ 0 ○ ((5)過勞防止 2 3 ((6)過積載 ☆ 0 ○ ((5)過勞防止 2 3 ((7) 后呼の実施 2 3 ((8)乗移記錄 0 ○ ((8)乗後記錄 0 ○ ((2) 9)便行記録計 ☆ 4 1 ((2) 1 安全確保指導 2 3 2 ((11) 安全確保指導 3 2 3 2 ((13) 適性診断 4 1 1 4 1 ((2) 整備管理考選任 0 ○ ((2) 整備管理者選任 0 ○ ((3) 借管理考選任 0 ○ ((5) 信息 1 4 4	○ (7)自 ○ (8)名 Ⅱ. 帳票類の整 (1)事 (② (3)週 (④ (5)事 Ⅲ. 運行管理等 (1)週 (② (3)週 (④ (⑤)。 (⑤)。 (⑥)。 (⑥)。 (⑥)。 (⑥)。 (⑥)。 (⑥)。 (⑥)。 (⑥	日トラ 名義貸し等 (備、報告等 事故報告書 運転者台帳 (が) 車両台帳 事業報告書等 (運行管理規程 (が) 運行管理者選任	0 0 0 0 0 0 2	3
○ [8]名義貸し等 0 Ⅱ、較票類整備、報告等 0 (②)事故報告書 0 (③)運転者台帳 0 (⑤)事業報告書等 2 Ⅱ、運行管理等 0 (□)運行管理規程 0 (③)運転者の確保 0 (⑤)過費防止 2 (⑤)過過商款 ☆ (○ (万)區呼の変施 2 (○ (9)運行記録計 ☆ (○ (1) 安全確保指導 2 (○ (1) 安全確保指導 2 (○ (11) 安全確保指導 2 (○ (12) 特別指導 3 (○ (13)適性診断 4 (○ (13)適性診断 4 (○ (3)整備管理者選任 0 (③) 監備管理者選任 0 (○ (5)定期点検 1 4 (○ (5)定期点検 1 4 (○ (5)定期点検 1 4 (○ (5)定期点検 1 4 (○ (1)就業規則 3 2 (②) (3)務協定 1 4 (③)労働時間 0 0	○ (8)名 II. 帳票類の整 (1) 1 1 (2) (3) (3) (5) (5) (5) (7) (4) (7) (7) (8) (9) (9) (1)	名義貸し等	0 0 0 0 0 0 2	3
II. 帳票類の整備、報告等	II. 帳票類の整 (1) (2) (3) (3) (4) (5) III. 運行管理等 (1) (2) (3) (3) (4) (6) (6) (6) (7) (8) (9) (9) (0) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (V. 車両管理等	#####################################	0 0 0 0 0 2	3
(1)事故記録 (2)事故報告書 (3)運転者台帳 (4)年両台帳 (5)事業報告書等 (1)運行管理等 (1)運行管理規程 (2)運行管理者選任 (2)運行管理者選任 (3)運転者の確保 (3)運行管理者の確保 (3)運転者の確保 (4)運転者の確保 (5)過労防止 (5)過労防止 (5)過労防止 (5)過労防止 (5)過労防止 (5)過労防止 (5)過労防止 (5)選別防止 (5)選別防止 (5)選別防止 (5)選別防止 (5)選別が防止 (5) (5) (5) (5) (5) (5) (5) (5) (5) (5)	(1) [(2) (3) [3] (4) (5) [4] (7) [4] (7) [4] (7) [4] (7) [4] (7) [4] (7) [6] (7) [6] (8) [7] (9) [6] (9) [6] (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) [7] (1)	事故記録 (i)) 事故報告書 (i)) 事故報告書 (ii) 車両台帳 (ii) 事業報告書等 (iii) 運行管理規程 (ii) 運行管理者選任 (iii) 運行管理者選任	0 0 0 2 2	3
(②) 事故報告書 (③)運転者台帳 (④) 車両台帳 (⑤) 事業報告書等 (□)運行管理等 (□)運行管理規程 (□)運行管理規程 (□)運行管理者選任 (□)運行管理者選任 (□)運行管理者選任 (□)運行管理者選任 (□)運行管理者選任 (□)運行管理者選任 (□)(□)運行監験計 (□)(□)運行記録計 (□)(□)(□)(□)(□)(□)(□)(□)(□)(□)(□)(□)(□)((② (3)選 (4) (5)專 (1)選 (2) (3)選 (4) (2) (5)送 (5)送 (6)送 (6)送 (7)点 (7)点 (8)專 (9)選 (9)選 (0) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)事故報告書重転者台帳))車両台帳事業報告書等運行管理規程))運行管理者選任運行管理者講習	0 0 0 2 2	3
(3)運転者台帳 (④) 車両台帳 (5)事業報告書等 (1)運行管理場程 (1)運行管理規程 (2)運行管理者選任 (3)運行管理者講習 (4)(3)運転者の確保 (5)過労防止 (5)過労防止 (5)過労防止 (5)過労防止 (6)過程載 (6)過程載 (7)点呼の実施 (7)点呼の実施 (9)運行記録計 (9)(3)運行指示書 (1)(4)(4)(4)(4)(4)(4)(4)(4)(4)(4)(4)(4)(4)	(3)通 (④) (⑤)] (I)通 (②) (3)通 (④) (⑥)超 (⑥)(6)超 (⑥)(7)点 (⑥)(8)野 (⑥)(9)通 (⑥)(1) (⑥)(1) (○	重転者台帳)) 車両台帳 事業報告書等 重行管理規程)) 運行管理者選任 重行管理者講習	0 0 2 0 0	3
(④) 車両台帳 (⑤)事業報告書等 2 3 Ⅲ, 運行管理等 (1)運行管理規程 (②)運行管理規程 (③)運行管理者選任 (③)運転者の確保 (⑤)(⑤)過費散 ☆ (⑥(⑥)過費散 ☆ (⑥(⑥)過費散 ☆ (○)(⑦)点呼の実施 (○)(⑦)点呼の実施 (○)(⑥)運行記録計 ☆ (○)(卯)運行記録計 ☆ (○)(卯)運行記録計 ☆ (○)(卯)運行指示書 (○)(卯)運行指示書 (○)(1)(安全確保指導 (○)(1)(安全確保指導 (○)(1)(安全確保指導 (○)(1)(安全確保指導 (○)(1)(下)のである。 (○)(1	(④ (④ (5)) (1)) (1)) (2) (3)) (3)) (4) (5)) (6)) (6)) (7)) (8)) (9)) (0) (1) (0) (1) (1) (1) (1) (V. 車両管理等)車両台帳事業報告書等重行管理規程))運行管理者選任重行管理者講習	0 2 0 0	3
(5)事業報告書等 2 3 3 11. 運行管理等 0 (1)運行管理程選任 0 (2)運行管理者選任 0 (3)運行管理者選任 0 (3)運行管理者講習 1 4 4 (4 (4 (4 (4 (4 (4 (4 (4 (4 (4 (4 (4 (4	(5) 4 (1) 2 (1) 2 (1) 2 (1) 2 (2) 2 (3) 2 (4) 2 (4) 2 (5) 2 (6) 2 (6) 2 (7) 2 (9) 2 (9) 2 (9) 2 (1) 2 (事業報告書等 	0 0	3
 Ⅲ. 運行管理等 (1)運行管理規程 (2)運行管理者選任 (3)運行管理者講習 (4 (3)運行管理者講習 (5)過勞防止 (6)過積載 (7)点呼の実施 (9)運行記録計 (0)迎行記録計 (1)少年介記録計 (11)安全確保指導 (12)特別指導 (13)適性診断 (13)適性診断 (12)特別指導 (3)整備管理程程 (3)整備管理者選任 (3)整備管理者研修 (3)整備管理者研修 (3)整備管理者研修 (3)整備管理者研修 (3)整備管理者研修 (3)整備管理者研修 (3)整備管理者研修 (3)整備管理者研修 (3)整備管理者研修 (4 (5)定期点検 (1)就業規則 (2)36協定 (2)36協定 (3)労働時間 	Ⅲ. 運行管理等 (1)演 (2) (3)演 (4) (5)选 (6)选 (7)点 (8)男 (9)演 (0)(1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	重行管理規程 回行管理者選任 回行管理者講習	0 0	3
(1)運行管理規程 (2)運行管理者選任 (3)運行管理者選任 (3)運行管理者講習 1 4 (4)運転者の確保 ○ (5)過労防止 ○ (6)過債載 ○ (7)点呼の実施 ○ (7)点呼の実施 ○ (9)運行記録計 ○ (9)運行記録計 ○ (11)安全確保指導 ○ (12)特別指導 ○ (13)適性診断 ○ (2) 整備管理規程 ○ (3)整備管理者選任 ○ (3)整備管理者選任 ○ (4) 日常点検 ○ (5)定期点検 ○ (1) 原業規則 ○ (2) 36 協定 ○ (1) 日常 東 長	(1)通 (② (3)通 (③ (5)通 (⑤) (6)通 (○ (7)点 (○ (8)赛 (○ (9)通 (○ (1) (○	重行管理規程)) 運行管理者選任 重行管理者講習	0	
(②) 運行管理者選任 (③)運行管理者講習 1 4 (④) 運転者の確保 ○ (5)過労防止 ○ (6)過債献 ○ (7)点呼の実施 ○ (7)点呼の実施 ○ (9)運行記録計 ○ (0)運行記録計 ○ (11)安全確保指導 ○ (12)特別指導 ○ (13)適性診断 ○ (1)整備管理規程 ○ (2)整備管理規程 ○ (3)整備管理規程 ○ (1)整備管理規程 ○ (1)整備管理規程 ○ (1)整備管理規程 ○ (1)整備管理規程 ○ (1)整備管理規程 ○ (1)整備管理規程 ○ (3)整備管理者研修 ○ (3)整備管理者研修 ○ (1)成業規則 ○ (1)成業規則 ○ (1)成業規則 ○ (1)成業規則 ○ (1)成業規則 ○ (2)36 協定 ○ (1) 4	(② (3)通 (4) (4) (5)证 (5)证 (6)证 (7)点 (8)票 (9)通 (0)通 (1) (1) (1) (1) (1) [V. 車両管理等)) 運行管理者選任 運行管理者講習	0	
(3)運行管理者講習 1 4 (④)運転者の確保 0 0 (5)過労防止 2 3 (6)過債載 ☆ 0 0 (7)点呼の実施 2 3 (8)乗務記録 0 (9)運行記録計 ☆ 4 1 (1)受益に対す書 2 3 (11)安全確保指導 2 3 (11)安全確保指導 2 3 (12)特別指導 3 2 (13)適性診断 4 1 (1)受債・計算 3 2 (13)適性診断 4 1 (1)受債・計算 3 2 (13)適性診断 4 1 (1)受債・計算 4 (2)整備管理規程 0 (2)整備管理者選任 0 (3)整備管理者選任 0 (3)整備管理者研修 3 2 (④)日常点検 1 4 (5)定期点検 1 4 (5)定期点検 1 4 (7)受募法等 (1)就業規則 3 2 (2)36協定 1 4 (3)労働時間 3 2 (2)(3)分働時間 1 4 (3)分働時間 3 2 (2)(3)分働時間 3 2 (2)(3)分働時間 3 2 (2)(3)分働時間 3 2 (3)分働時間 3 2 (3)分働時間 3 2 (3)分働時間 3 2 (4)(4)(4)(4)(4)(4)(4)(4)(4)(4)(4)(4)(4)((3)通 (④ (⑤) (5)通 (⑥)通 (⑥) (7)点 (○) (8)男 (○) (9)通 (○) (1: (○) (1: (○) (1: (□) (1: (1: (1: (1: (1: (1: (1: (1: (1: (1:	重行管理者講習		
(④)運転者の確保 ○ (5)過労防止 ○ (6)過積載 ☆ ○ 0 ○ (7)点呼の実施	(④ ◎ (5)過 ◎ (6)過 ◎ (7)点 ○ (8)男 ○ (9)週 ○ (1) ○ (1: ○ (1: ○ (1: IV. 車両管理等		1	
⑤ (5)過労防止 2 3 ⑥ (6)過積載 ☆ 0 ⑥ (7)点呼の実施 2 3 ⑥ (8)乗務記録 0 0 ○ (9)運行記録計 ☆ 4 1 ○ (0)運行指示書 2 3 ○ (11)安全確保指導 2 3 ○ (12)特別指導 3 2 ○ (13)適性診断 4 1 IV. 車両管理等 0 0 (1)整備管理規程 0 0 (3)整備管理者研修 3 2 (④) 日常点検 1 4 〇 (5)定期点検 1 4 V. 労基法等 ○ (1)就業規則 3 2 (②) 36 協定 1 4 (3)労働時間 0 1 4	 ◎ (5)過 ◎ (6)過 ◎ (7)点 ○ (8)勇 ○ (9)過 ○ (0)週 ○ (1: ○ (1: ○ (1: Ⅳ. 車両管理等 	(1) 運転者の確保 (1) 運転者の運		4
◎ (6)過積載 ☆ 0 ◎ (7)点呼の実施 2 3 ○ (8)乗務記録 0 0 ○ (9)運行記録計 ☆ 4 1 ○ (11)安全確保指導 2 3 ○ (12)特別指導 3 2 ○ (13)適性診断 4 1 IV. 車両管理等 0 (②)整備管理規程 0 (②)整備管理者選任 0 (③)整備管理者可修 3 2 (④)日常点検 1 4 V. 労基法等 1 4 ○ (1)就業規則 3 2 (②) 36協定 1 4 (③)労働時間 0 4	◎ (6)過 ◎ (7)点 ○ (8)類 ○ (9)過 ◎ (1 ○ (1: ○ (1: IV. 車両管理等			
◎ (7)点呼の実施 2 3 ○ (8)乗務記録 0 0 ○ (9)運行記録計 ☆ 4 1 ○ (11)安全確保指導 2 3 ○ (12)特別指導 3 2 ○ (13)適性診断 4 1 IV. 車両管理等 0 (②)整備管理規程 0 (②)整備管理者研修 3 2 (④)日常点検 1 4 ○ (5)定期点検 1 4 V. 労基法等 ○ (1)就業規則 3 2 (②) 36 協定 1 4 (3)労働時間 0 0	◎ (7)点 ○ (8)類 ○ (9)過 ○ (1) ○ (1: ○ (1: IV. 車両管理等			3
○ (8)乗務記録 0 ○ (9)運行記録計 ☆ 4 1 ○ (11)安全確保指導 2 3 ○ (12)特別指導 3 2 ○ (13)適性診断 4 1 IV. 車両管理等 0 (②)整備管理規程 0 (②)整備管理者選任 0 (③)整備管理者研修 3 2 (④)日常点検 1 4 V. 労基法等 ○ (1)就業規則 3 2 (②) 36 協定 1 4 (③)労働時間 0 4	○ (8)類 ○ (9)選 ○ (0)選 ○ (1 ○ (1: ○ (1: IV. 車両管理等		0	
○ (9)運行記録計 ☆ 4 1 ○ (0)運行指示書 2 3 ○ (11) 安全確保指導 2 3 ○ (12) 特別指導 3 2 ○ (13) 適性診断 4 1 IV. 車両管理等 0 (2) 整備管理規程 0 (3)整備管理者選任 0 (3)整備管理者研修 3 2 ○ (3)整備管理者研修 3 2 ○ (5)定期点検 1 4 V. 労基法等 0 1 4 ○ (1)就業規則 3 2 (2) 36 協定 1 4 (3)労働時間 0 0	○ (9)通 ○ (1) ○ (1: ○ (1: IV. 車両管理等	点呼の実施	2	3
○ (10)運行指示書 2 3 ○ (11) 安全確保指導 2 3 ○ (12) 特別指導 3 2 ○ (13) 適性診断 4 1 IV. 車両管理等 0 (2) 整備管理規程 0 ((2)) 整備管理者選任 0 (3)整備管理者研修 3 2 ○ (3)整備管理者研修 3 2 (4) 日常点検 1 4 ○ (5)定期点検 1 4 4 4 1 4 4 1 4 4 1 4 4 1 4 1 4 4 1	○ (10)道 ◎ (1 ○ (1; ○ (1; IV. 車両管理等	乗務記録	0	
◎ (11)安全確保指導 2 3 ○ (12)特別指導 3 2 ○ (13)適性診断 4 1 IV. 車両管理等 0 (1)整備管理規程 0 (2)整備管理者選任 0 (3)整備管理者研修 3 2 (4)日常点検 1 4 ◎ (5)定期点検 1 4 V. 勞基法等 0 1 4 (2)36協定 1 4 (3)労働時間 0 0 0	○ (1 ○ (1; ○ (1; IV. 車両管理等	重行記録計 ☆	4	1
◎ (11)安全確保指導 2 3 ○ (12)特別指導 3 2 ○ (13)適性診断 4 1 IV. 車両管理等 0 (1)整備管理規程 0 (②)整備管理者選任 0 (3)整備管理者研修 3 2 (④)日常点検 1 4 I) (5)定期点検 1 4 V. 勞基法等 0 1 4 (○) (3)労働時間 3 2 ((2)) 36 協定 1 4 (3)労働時間 0 0	○ (1: ○ (1: ○ (1: IV. 車両管理等	重行指示書 重行指示書	2	3
○ (12)特別指導 3 2 ○ (13)適性診断 4 1 IV. 車両管理等 0 (1)整備管理規程 0 (②)整備管理者研修 3 2 (④)日常点検 1 4 ○ (5)定期点検 1 4 V. 勞基法等 0 1 4 ○ (1)就業規則 3 2 (②) 36 協定 1 4 (③)労働時間 0 0	○ (1: ○ (1: IV. 車両管理等		2	
○ (13)適性診断 4 1 IV. 車両管理等 0 (1)整備管理規程 0 (②)整備管理者選任 0 (3)整備管理者研修 3 2 (④) 日常点検 1 4 ○ (5)定期点検 1 4 V. 勞基法等 0 1 4 ○ (1)就業規則 3 2 (②) 36 協定 1 4 (3)労働時間 0 0	○ (1: IV. 車両管理等			
IV. 車両管理等 0 (1)整備管理規程 0 (②)整備管理者選任 0 (③)整備管理者研修 3 2 (④) 日常点検 1 4 (○) (5)定期点検 1 4 V. 労基法等	IV. 車両管理等			
(1)整備管理規程 0 (②)整備管理者選任 0 (3)整備管理者研修 3 2 (④)日常点検 1 4 (⑤)定期点検 1 4 V. 労基法等 3 2 (①) 10就業規則 3 2 (②) 36 協定 1 4 (③)労働時間 0 0			•	1
(②)整備管理者選任 0 (3)整備管理者研修 3 2 (④)日常点検 1 4 ○ (5)定期点検 1 4 V. 労基法等 3 2 ○ (1)就業規則 3 2 (②) 36 協定 1 4 (③)労働時間 0 0	()宏		0	
(3)整備管理者研修 3 2 (④) 日常点検 1 4 ○ (5)定期点検 1 4 V. 労基法等 3 2 ○ (1)就業規則 3 2 (②) 36 協定 1 4 (3)労働時間 0				
(④) 日常点検 1 4 ◎ (5)定期点検 1 4 V. 労基法等 3 2 (②) 36 協定 1 4 (③)労働時間 0 0				9
◎ (5)定期点検 1 4 V. 労基法等 3 2 ○ (1)就業規則 3 2 (②) 36 協定 1 4 (3)労働時間 0				
V. 労基法等 (1)就業規則 3 2 (②) 36 協定 1 4 (3)労働時間 0				
〇 (1)就業規則 3 2 (②) 36 協定 1 4 (3)労働時間 0		广州小伙	1	4
(②) 36 協定 1 4 (3)労働時間 0			0	0
(3)労働時間 0				
				4
○ (④)健康診断				ļ
	(4))) 健康診断	1	4
VI. 法定福利				
○ (1)労災雇用保険 0				
○ (②)健康厚生年金 0			0	
Ⅷ. 運輸安全マネジメント				
(*)\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	(1)追		0	
(1)運輸安全マネジメント 0 指導件数合計 32		重輸安全マネジメント	32	

(注)○重点項目 ◎最重点項目 ☆霊柩運送は項目から除外

	A	В	С	D	Е	その他	合計
通常	14	3	2	0	1	0	20
新規	2	0	0	0	0	0	2
特別	0	0	0	0	0	0	0
合計	16	3	2	0	1	0	22

事故対通知

適性診断実施日及び適性診断の予約方法について



令和 2 年 10 月 27 日

自動車運送事業者 各位

独立行政法人 自動車事故対策機構 鳥取支所

平素より、当機構の業務にご理解とご協力を賜り誠に有難うございます。

さて、長年、会報誌に当支所の適性診断実施日カレンダーを掲載しておりましたが 11 月号より掲載を廃止させて 頂きます。

今後、皆様には別紙のインターネット予約システムに登録をして頂き、適性診断の実施日の確認、及び適性診断の ご予約をよろしくお願いいたします。

なお、開業日カレンダーにつきましては当機構のホームページに掲載されておりますのでご確認をよろしくお願いいたします。

【問合せ先】【鳥取支所】

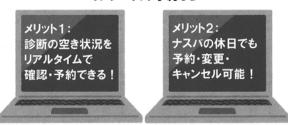
〒 680-0006 鳥取市丸山町 219-1 鳥取県トラック協会研修センタービルナスバ 独立行政法人 自動車事故対策機構 鳥取支所 TEL 0857-24-0802 FAX 0857-24-0861 担当:石山

適性診断は インターネット予約

が便利です!

※対象は鳥取支所の本所(事務所)で受診される方です。 (米子出張診断は対象外です)

インターネット予約なら・・・



ご予約の際は、診断の種類等に間違いがないよう十分ご注意ください。

【ご利用開始までの流れ】

- 1. 裏面の申込書を記入して、FAXでお申し込みください。
- 2. 「ID」と「仮パスワード」をメールでお知らせします。
- 3. 「パスワード」を設定し直して・・・・ご利用開始!

※メールでも申し込みできます。下の6項目をメールで送信してください。 ①事業者名 ②営業所名 ③住所 ④電話番号 ⑤FAX番号 ⑥ご担当者名

(申し込みメール送り先) → yoyaku-tottori@nasva.go.jp

お問い合わせ先

自動車事故対策機構 鳥取支所 電話 0857-24-0802 yoyaku-tottori@nasva.go.jp



適性診断インターネット予約 利用者 I D取得申込書

※対象は鳥取支所の本所(事務所)で受診される方です。 (米子出張診断は対象外です)

担当される方の名刺を名刺貼付欄に付けて、FAXで当支所へお申し込み下さい。

名刺貼付欄

(担当者様の名刺を貼り付けて下さい。)

※下記の必要事項欄の記載が名刺にない場合は、不足欄のみ記入をお願いいたします。

, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	21113 - 0- 121	A THE PROPERTY OF THE PARTY OF	A.A M. (A reference in 169 (2004))	AC (1912年7月 - 1927年7月 -
事業者名	. 9	3002 n		
営業所名				
業態	ロバス	ロハイタク	• ロトラック	• 口自家用(その他)
住 所	₹			
電話番号		-	: 	*
FAX 番号		-	-	*
担当者 姓名	(姓)		(名)	
メール アドレス	fi fi	a a	@	

登録作業完了後、ご指定のメールアドレスへ「適性診断予約システムのID」「(仮) パスワード」および「予約システムの URL」をお送りいたします。

Oインターネット予約なら、24時間365日いつでも予約可能!

(※システムメンテナンス等により、予約受付を一時休止する可能性があります)

- ○診断の枠の空き状況の確認・予約した内容の確認、キャンセルが可能!
- 〇ドライバーとのスケジュール調整も簡単!

▼△▼△▼ FAX送信先 △▼△▼△自動車事故対策機構 鳥取支所FAX 0857-24-0861

毎年11月は

「過労死等防止啓発月間」

過労死等防止対策推進法では、国民の間に広く過労死等を防止することの重要 性について自覚を促し、これに対する関心と理解を深めるため、毎年11月を「通 労死等防止啓発月間」と定めています。 国民一人ひとりが自身にも関わることとして適労死等とその防止に対する理解

を深めて「過労死ゼロ」の社会を実現しましょう

「通労死等」とは、電視における通量な負荷による脳血管疾患もしくは心臓疾患を原因とする死亡、もしくは重視における強い心理的負荷による精神障害を原因とする自殺による 死亡またはこれらの脳血管疾患、心臓疾患、精神障害のことです。



過重労働解消キャンペーンのほか、

「過労死等防止対策推進シンポジウム」

を開催します。

通労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会の実現に向け。 通労死等とその防止について考えるシンポジウムを、通労死等防止啓発月間を 中心とした期間に開催します。

キンこったMimicinimicosys。 また、過労死等防止啓発のためのパンフレットの配布や新聞、インターネット など各種媒体を活用した周知・啓発を行います。



全国47都道府県において計48回開催します。(無料でどなたでも参加できます。) 開催会場によって開催日時やプログラムは異なりますので、 詳細は専用ホームページで御確認ください。

専用ホームページ

https://www.p-unique.co.jp/karoushiboushisympo/





【事業主の皆さまへ】11月は

「しわ寄せ」防止キャンペ-一です。

大企業・親事業者による長時間労働の削減等の取組が、下請等中小事業者に対する適正なコスト負担を伴わない短 納期税主、急な性軽変更などの「レン賞せ」を生じさせる場合があります。適正なコスト負担を伴わない短納期税 主や急な仕様変更などはやかましょう!

「しわ寄せ」防止特設サイト

https://work-holiday.mhlw.go.jp/shiwayoseboushi/





働き過ぎで起こる 健康障害のリスクを 知っていますか? でも働き過ぎはあなたの健康に様々な影響を及住 ひいては過労死にも繋がる危険があります。 いま多くの会社が、新しい時代の 新しい働き方の実現に向けた取組を始めていま

~トップが決意を持って、新しい時代の新しい働き方の実現に向けた取組を推進しましょう。~

は「過労死等防止啓発月間」です. 同月Mに「過重労働解消キャンペーン」 と実施

0120-794-713

「過重労働解消相談ダイヤル(労働局)」 実施日時 11月1日(日) 9:00~17:00

専用WEBサイト 通道労働解消キャンペーン 株器 新装



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。 同月間に「過重労働解消キャンペーン」を実施します。

平成26年11月に施行された「通外死等防止対策推進法」において、11月は「通外死等防止密発月間」とされています。 このため、厚生労働者では、同月間において、過労死等の一つの要因である長時間労働の削減等、過重労働解済 に向けた集中的な周知・啓発等の数組を行う「通重労働解消キャンペーン」を実施します。

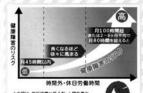
知っていますか?

○労働時間等の現状

分別動時間の現状をみると、週の労働時間が60時間以上の労働者の割合は近年低下傾向であるものの、1 影解で推移しており、いまた長時間労働の、実影がみられます。また、間、全服疾患に係る労災支給決定件数についても依然として高い水準で

○過重労働と健康障害の関連性

長時間にわたる過重な労働は疲労の蓄積をもたら す最も重要な要因です。具体的には、時間外・休 日労働が月45時間を超えて長くなるほど、業務 と脳・心臓疾患の発症との関連性が強まります。



過重労働による健康障害等を防止するためにも、 労働時間を適正に把握。し、次の措置を講じましょう。

過重労働による健康障害を防止するために

① 時間外・休日労働時間等を削減しましょう。

・ 予酷基準法が改正され、法律上、特別外労働の上限は深刻として月45時間・年360時間となり、臨時 的な特別の事情がなければこれを組入ることができなくなりました。(注1) 臨時的な特別の事情があって労使が合意する場合(特別条項)でも、法律に定める上限を守らなけれ

時間外労働は本来臨時的な場合に行われるものであること等を踏まえ、36協定(時間外労働・休日労 傷に関する協定)の特結に当たっては、労働者の代表(労働者の通半数で組織する労働組合又は労働 者の通半数を代表する者)とともに、その内容が指針(注2)に適合したものとなるようにしてください。

(注1) 総数条集、自動業運動の業務など、特定の事業・業務については、上額運動の適用が選手・抽外されています。 (注2) 7分機業等主要14条要14条の協定で定める分機制器の延長及が休日の分輪について管理すべる事項等に関する指針(行成10年9月、単生分費を

② 年次有給休暇の取得を促進しましょう。

千八円和19年収り収り収付とに応じるしまり。 労働基準法が改正され、年5日の年次有給休暇(以下「年休」という。) を確実に取得させることが必要 となっていますが、これは最低基準です。労働者に付与された年料は本来、すべて取得されるべきもの です。年休を取得しやすい職場環境づくり、年休の計画的付与制度の活用等により年休の取得促進を図

③ 労働者の健康管理に係る措置を徹底しましょう。

賃金不払残業を解消するために

1 職場総土を 改革しましょう。

適正に労働時間の管理を 整備しましょう。

3 労働時間を適正に が握するための責任体制を 明確化しチェック体制を 整備しましょう。

1 「労働時間の連定な把握のために使用者が属すべき措置に関するガイドライン」(平成20年1月、東生労働省)2 「延載労働による健康課者を終止するため事業者が遵すべき機算」(他犯2年4月、雇生労働省)3 「資本スには関立性関本のようたのに要する機算法と関する契約(100円)

厚生労働省では、過重労働解消キャンペーン期間中に、次の取組を行います。

1. 労使の主体的な取組を促します。 ※原用者団体や労働組合に対し、長時間労働前減に向けた数組に関する開加・啓発などの実施についての協力 要請を行います。

2. 重点監督を実施します。

①長時間にわたる通重な労働による通外死等に係る労災請求が行われた事業場等、②離職率が極端に高い等、 若者の「使い捨て」が疑われる企業等への監督指導を行います。

3. 電話相談を実施します。

「適重労働解済相談ダイヤル」(無料) を全国一斉に実施し、適重労働をはじめとした労働条件全般 にわたり、 都道府県労働局の担当官が相談に対応します

実施日時 令和2年11月1日(日) 9:00~17:00

7U-944W 0120-794-713

以下の窓口でも労働相談や情報提供を受け付けています。 都道府県労働局または労働基準監督者(開庁時間/平日8:30~17:15)

労働条件相談ほっとライン 0120-811-610 (月-会17:00~22:00, ±B・投目9:00~21:00)

労働基準関係情報メール窓口 (情報提供) 労働基準 メール窓口 | 検索

事業主や人事労務担当者などを対象に、10月から12月を中心に、

「過重労働解消のためのセミナー」

(委託事業) を実施します。



専用ホームページ https://shuugyou.mhlw.go.jp/kajuuroudou.html

軽油価格推移表(2020年9月)

令和 2 年 10 月 26 日現在 (公社) 全日本トラック協会

全地区(沖縄除)

単純集計表

スタンド平均		ローリー平均		カード平均	
中国地区	全地区	中国地区	全地区	中国地区	全地区
88.78	91.32	79.80	80.95	97.02	90.56

元売別集計表

元売名	スタンド平均		ローリー平均		カード平均	
九 冗 石	中国地区	全地区	中国地区	全地区	中国地区	全地区
JXTGエネルギー	89.34	90.69	80.57	81.26	94.24	90.78
出 光	90.80	90.42	79.48	80.84	101.81	91.95
昭和シェル		98.38	80.87	81.15	112.92	93.66
エクソンモービル						
キ グ ナ ス		90.00		81.55		92.33
コスモ		92.59	79.35	80.62		91.38
その他	85.54	90.12	79.18	80.85	93.17	89.51

月間購入量別集計表

月間購入量	スタンド平均		ローリー平均		カード平均	
月间期八里	中国地区	全地区	中国地区	全地区	中国地区	全地区
30 キロリットル未満	89.23	92.59	79.96	81.16	97.65	91.04
30~ 50 キロリットル未満		84.91	79.98	80.74		85.07
50~100 キロリットル未満	82.85	84.36	78.62	80.33	90.70	88.93
100 キロリットル以上		82.07		80.59		87.39

支払期限別集計表

支払期限	スタンド平均		ローリー平均		カード平均	
又 仏 朔 阪	中国地区	全地区	中国地区	全地区	中国地区	全地区
3 0 日 未 満	87.35	93.81	80.85	80.29		90.18
30~60日未満	88.23	90.90	80.10	81.23	97.02	90.59
60日以上	92.95	90.04	79.37	80.65		91.25

軽油価格推移表

	スタンド平均		ローリー平均		カード平均	
	中国地区	全地区	中国地区	全地区	中国地区	全地区
2020年 5月	80.63	79.04	66.31	66.60	81.41	76.50
2020年6月	85.08	84.53	73.23	73.65	92.56	83.60
2020年7月	89.09	88.19	76.27	77.34	91.37	87.45
2020年8月	91.29	91.13	80.37	80.99	94.14	90.22
2020年 9月	88.78	91.32	79.80	80.95	97.02	90.56

10月 業務日誌

	1		
2 日	(金)	鳥ト協・理事会	鳥取市
3 日	(土)	鳥ト協 エコドライブ講習会 事故対 運行管理者等一般講習	米子市 東伯郡
6 日	(火)	商工会議所 学校キャラバン隊	鳥取市
7 日	(水)	運輸支局 適正化連絡会議	鳥取市
8 日	(木)	全ト協・理事会	大阪府
9 日	(金)	鳥ト協 原価意識実践セミナー	東伯郡
12 日	(月)	鳥ト協 適正化評議委員会	鳥取市
14 日	(水)	鳥ト協 標準的な運賃普及セミナー	鳥取市
16 日	(金)	事故対 運行管理者等一般講習	東伯郡
17 日	(土)	鳥取県 運送業オープンカンパニー 事故対 運行管理者等一般講習	鳥取市 東伯郡
19 日	(月)	鳥ト協 引越基本講習 全ト協 労働安全・衛生委員会	東伯郡 東京都
20 日	(火)	鳥ト協 引越管理者講習 陸災防 高年齢者に配慮した労働災害防止対策セミナー	東伯郡 倉吉市
21 日	(水)	陸災防 労災防止コンサルティング	鳥取市
22 日	(木)	事故対 リスク管理(基礎)セミナー	東伯郡
23 日	(金)	中青年 中国ブロック青年部協議会幹事会	WEB 会議
27 日	(火)	中ト協 事故防止研修会	福山市
28 日	(水)	運輸支局 整備管理者研修会	米子市
29 日	(木)	事故対 リスク管理(基礎)セミナー	東伯郡

11月 行事予定

2 日	(月)	運輸支局 運輸支局長表彰式 中霊協 中国ブロック研修会	鳥取市 広島市
4 日	(水)	鳥取県交通安全県民大会 全ト協 適正化指導員全国研修「特別研修」	米子市 みよし市
5 日	(木)	運輸支局 整備管理者研修会	東伯郡
7 日	(土)	鳥ト協 エコドライブ講習	倉吉市
9 日	(月)	岡霊協 研修会	岡山市
11 日	(水)	運輸支局 適正化連絡会議	鳥取市
12 日	(木)	鳥ト協 標準的な運賃普及セミナー	倉吉市
13 日	(金)	鳥ト協 標準的な運賃普及セミナー	米子市
14 日	(土)	鳥ト協 東部地区親睦レクレェーション	豊岡市
17 日	(火)	陸災防 荷役作業安全ガイドライン講習会	倉吉市
18 日	(水)	交通共済 総務・事故防止委員会	広島市
19 日	(木)	鳥ト協 I T活用セミナー	鳥取市
20 日	(金)	運輸支局 整備管理者研修会	鳥取市
21 日	(土)	中青年 中国ブロック大会	WEB
24 日	(火)	鳥ト協 人材確保(労働)セミナー	米子市
25 日	(水)	鳥ト協 人材確保 (労働) セミナー	鳥取市
26 日	(木)	交通共済 事業委員会 事故対 内部監査 (基礎) セミナー 中ブロック適正化指導員小規模グループ研修会	広島市 鳥取市 山口市
29 日	(目)	鳥ト協 西部地区親睦レクレェーション	鳥取市

自賠責共済も中国トラック交通共済へ

自動車共済と自賠責共済をセットでご契約いただくと、以下のメリットがあります。 この機会に中国トラック交通共済の自賠責共済をご用命ください。

メリット① 「自動車共済(対人共済)が割引の対象となります」

令和2年8月より開始の「自賠責共済セット契約割引」により、割引対象の車種について対人共済掛金が割引となります。

(1両あたりの年間割引額)

	用途•車種区分	分		
		(自損補償担保)		
	普通貨物車(最大積載量2トン超)	2, 340円		
営業用	普通貨物車(最大積載量2トン以下)	1,660円		
	小型貨物車	1,030円		
	普通ダンプカー・砂利類運送用普通貨物車	1,570円		
営・自共通	小型ダンプカー	480円		
	A 種工作車(クレーン・ショベル付)	600円		
	B種工作車(コンクリートミキサー車)	750円		
	普通貨物車(最大積載量2トン超)	640円		
自家用	普通貨物車(最大積載量2トン以下)	510円		
	小型貨物車	450円		

メリット②「当共済に剰余金が出れば、利用分量配当が得られます」

自賠責共済は、自動車共済と並び中国トラック交通共済の大きな収入の柱の一つです。 当共済に剰余金が発生すれば、協同組合のメリットでもある「利用分量配当」が得られる ことがあります。

※ただし、配当率や利用分量配当を行うかの判断については、総代会の決議によります。

自賠責共済のお申し込みは

中国トラック交通共済の自賠責共済代理店へご連絡ください。

自賠責共済代理店を募集しています

- 〇お取引先の整備工場をご紹介ください。
- 〇貴社が別会社をお持ちでしたら自賠責共済代理店になることができます。
- ※代理店になれば、代理店手数料(1件1,723円)が支払われます。

詳しくは、中国トラック交通共済営業課(〒1082-299-2335)まで



「トラック交通共済」について



中国トラック交通共済協同組合の「トラック交通共済」は、中国4県(広島・鳥取・島根・山口)のトラック業界の共同事業として営利を目的とせず、相互扶助の精神により、交通事故による損害てん補や交通災害から守る各種共済商品をはじめ、様々な事故防止活動や、24時間・365日・全国対応のロードサービス、大型車駐車場案内システムの提供等を行っています。

自動車共済 対人共済



対人共済契約車両が自動車事故で他人を死傷させた場合、被害者への賠償金が自賠責で支払われる金額を超える部分について、 共済金をお支払いします。

自動車共済 対物共済



対物共済契約車両が自動車事故により、 他人の財物(他人の車、家屋、電柱など)に 損害を与えた場合に共済金をお支払いし ます。

自動車共済 車両共済



車両共済契約車両が、衝突、接触、墜落、物の落下、火災、盗難など偶然な事故によって 損害を受けた場合、実損てん補で共済金を お支払いします。

自動車共済 搭乘者傷害共済



搭乗者傷害共済契約車両の乗車装置のある 場所に搭乗中の人が交通事故などによって 死傷した場合、搭乗中の人それぞれに共済 金をお支払いします。

自賠責共済



契約が義務付けられています。自動車の運行によって他人を死傷させ法律上の損害賠償責任を負った場合にお支払いする共済です。

日貨協連貨物補償制度



三井住友海上火災保険株式会社の代理店として、日本貨物運送協同組合連合会(日貨協連)の運送業者貨物賠償責任保険の契約を取り扱っています。

組合員専用ロードサービス



トラック共済が斡旋するロードサービス「イザ・コール」は、24時間・365日・全国の現場で対応します。さらに、手厚いサービスを割引料金で利用可能。しかも車両の登録費・年会費は不要です。

組合員専用 安全活動



トラック共済では、共済商品を通じた交通 事故時の組合員の支援と共に、交通事故自体 を起こさないよう、講習会や適性診断の実施、 映像による視覚教材などを用いて様々な事故 防止活動を行っています。

組合員専用 駐車場案内システム



中国地方内の約3,000件のコンビニや道の駅の中から、希望エリア周辺の大型駐車場を備えた店舗を検索できる、「トラックドライバー」のための駐車場案内システムを、組合員に限り利用できます。

鳥取市丸山町219-1 (一社)鳥取県トラック協会内

中国トラック交通共済協同組合 TEL(0857)27-5226 鳥取県支所(支所長 藤川謙次) FAX(0857)27-5260 事故・相談は、転送電話で24時間受付体制

トラック交通共済の夜間・休日事故受付

【平日・夜間】PM5:20~AM8:30【土曜・日曜・祝祭日】24時間対応



0120-94-1356 (JNS)

新型コロナウイルス接触確認アプリのインストールをおねがいします

自分をまもり、大切な人をまもり、 地域と社会をまもるために、 接触確認アプリをインストールしましょう。

₹ 4 1 12:30 三 (*) 厚生労働省 使い方 2020年6月15日から 60日開使用中 開性者との接触を確認する (14日間) 関りの人達を守るために匿名での陽 性登録へのご協力をお願いたします。 陽性情報の登録 本アプリを広めましょう ★アプリは多くの方にお使いいただくほど効果を発揮します。 アプリを周りの人に知らせる

コナウイルス

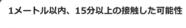
(略称:COCOA)

COVID-19 **Co**ntact **Co**nfirming **A**pplication

接触確認アプリは、新型コロナウイルス感染症の 感染者と接触した可能性について、通知を受け取 ることができる、スマートフォンのアプリです

* 画面イメージ

- ○本アプリは、利用者ご本人の同意を前提に、 スマートフォンの近接通信機能(ブルートゥー ス) を利用して、お互いに分からないようプラ イバシーを確保して、新型コロナウイルス感染 症の陽性者と接触した可能性について、通知を 受けることができるアプリです。
- ○利用者は、陽性者と接触した可能性が分かるこ とで、検査の受診など保健所のサポートを早く 受けることができます。利用者が増えることで、 感染拡大の防止につながることが期待されます。





接触に関する記録は、端末の中だけで管理し、外にはでません どこで、いつ、誰と接触したのかは、互いにわかりません

※端末の中のみで接触の情報 (ランダムな符号) を記録します ※記録は14日経過後に無効となります ※連絡先、位置情報など個人が特定される情報は記録しません ※ブルートゥースをオフにすると情報を記録しません





Androidの方はこちら





詳しくはこちら 厚生労働省 ウェブサイト





内閣官房 新型コロテジュルへ返来を入る情報通信技術(IT)総合戦略室 新型コロナウイルス感染症対策推進室



緑ナンバートラックは、安全・安心を第一に皆様の暮らしを運びます

一般見取県トラック

鳥取県貨物自動車運送適正化事業実施機関

陸上貨物運送事業労働災害防止協会鳥取県支部

鳥取事務所/〒680-0006 鳥取市丸山町219番1 TEL(0857)22-2694 FAX(0857)27-7051 URL http://www.torakyo-tottori.or.jp E-mail info@torakyo-tottori.or.jp

倉吉事務所/〒682-0017 倉吉市清谷町2丁目113 TEL (0858)26-4770 FAX(0858)26-4772 米子事務所/〒689-3547 米子市流通町1381-4 TEL (0859)27-3041 FAX(0859)27-1616